2022年度版 よくわかる社労士 合格テキスト

⑦ 健康保険法

本教材は、著作権法その他関連法令によって、著作権等の権利が保護されて いる著作物です。法的に認められる場合を除き,著作権者の許可なく、無断で, 複製、頒布、譲渡、貸与、転載、公衆送信等に使用することはできません。

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点(3点)をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。事例形式の問題も増え、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめています。

今回の改訂では、直近の法改正事項に対応するために本文内容の加筆・修正を 行い、直近の本試験の出題傾向にも対応できるよう内容の見直しも行いました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険 労務士講座一同、願ってやみません。

> 令和4年1月吉日 TAC社会保険労務士講座



ここでは、2022 (令和4) 年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

1 任意継続被保険者の改正

【令和4年1月1日施行】

(1) 任意継続被保険者の資格喪失事由追加

任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申 出が受理された日の属する月の末日の翌日(翌月初日)から、その資格を喪失することとな ります。

- (2) 健康保険組合の任意継続被保険者に係る標準報酬月額の特例 健康保険組合は、規約により、①の額が②の額を超える任意継続被保険者について、①(高い方)の額をその者の標準報酬月額とすることができるようになります。
 - ① 従前の標準報酬月額(一般の被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額)
 - ② 当該健康保険組合の全被保険者に係る前年度の9月の平均標準報酬月額*

※健保組合が当該平均した額の範囲内において規約で定めた額があるときは、その額

詳しくは第2章及び第3章第1節で学習します。

2 傷病手当金の改正

【令和4年1月1日施行】

(1) 支給期間の通算化

改正前	改正後
支給を始めた日から起算して1年6	支給を始めた日から 通算して1年6
か月を超えない期間支給する。	か月間 支給する。

・出勤等に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられることとなります。

詳しくは第5章第3節で学習します。

v

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要語句です。それ以外の重要語句は黒太字にしています。

第1章 第1節 目的・権限の委任等

重要度

A、B、Cの3段階 です。

- A 試験頻出・改正 点等の重要事 項。必ずおさえ
- B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。 合否の分かれ目。
- C A、Bを優先と し、余裕があれ ば、見ておく。

目的等

1 目的(法1条) 🚻

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補 償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。)以外の疾 病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民 の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。[四社90]

▶□沿革

健康保険法は、大正11年4月に制定され、昭和2年1月1日(保険給付及び費用の負担に関する規定以外は大正15年7月1日)に施行された日本で最初の社会保険に関する法律である。旧28年運用

Check Point!

□ 健康保険は、被保険者又は被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以 外の保険事故に対して保険給付を行う。

業務上
・業務外
・労災保険の保険給付を受けることができない業務上の傷病等
・健康保険の対象

・給付範囲

従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととどれており、業

*社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業の :。このため、労災保管

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

問題チェック 過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピック

アップしています。確かな得点力を養うことができます。

- 下線:問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。
- ・Advice: 講師の視点で解答テクニック等を記載しています。

第1章 第3節 適用事業所

問題チェック H24-8A

従業員が15人の個人経営の理髪店で、被保険者となるべき者の2分の1以上が希望した場合には、事業主に凍やかに適用事業所とするべき義務が生じる。

解答 X

31条

被保険者となるべき者からの希望がある場合でも、事業主に適用事業所とすべき 義務は生じない。

Advice

労災保険及び雇用保険とは異なる点に注意!

Check Point!

□ 健康保険組合の設立、合併、分割及び解散に係る厚生労働大臣の権限は、 日本年金機構又は地方厚生局長等に委任されていない。



- 1. 例えば、次の(1)から(8)に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長等に委任されている。
- (1)健康保険組合に係る任意適用事業所の認可・取消の認可(健康保険組合の設立又は解散を伴う場合を除く)
- (2)保険医療機関等の指定・指定取消・指導・質問・検査・報告等
- (3/保険医又は保険薬剤師の登録・登録取消・指導・質問・命令・報告等 H28-5A (4)指定訪問看護事業者の指定・指定取消・変更の届出・指導・質問・検査・報告等
- (5)健康保険組合の一般保険料率の変更の認可(健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除く)
- (6)全国健康保険協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により滞納処分を行う場合の 認可
- (7)法第183条 [徴収に関する通則] の規定によりその例によるものとされる国税通則法 第46条の規定による納付の猶予
- (8)法第183条 [徴収に関する通則] の規定によりその例によるものとされる国税通則法 第49条の規定による納付の猶予の取消し
- (令32条、則159条1項3号、5号の2、5号の3、6号の2、6号の3、8号、9号、9号の2、9号の3) 2. 健康保険組合が厚生労働大臣に提出すべき書類は、管轄地方厚生局長等(当該健康保 険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等)を経由するものとされてい
- る。 (別18条)
- 3. 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局であり、地方厚生支局は、地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるための支局である。

(厚生労働省設置法17~19条)

各種アイコン

本文に関連する通達、

判例等をまとめてい

ます。補足的な内容

でもあるため、まずは

本文を優先して読ん

でいきましょう。

●過去問番号 [H26-1D]

過去10年分の本試験出題 実績です。

●改正●改正

直近の改正点で重要なと ころに付しています。

巻末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを巻末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

●よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊























『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊









『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本 試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か?
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か?
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか?

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

●よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題 集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない!



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

Check Point!

- ●「過去問番号」が登場する都度、『合格するための 過去10年本試験問題集』で該当問題を確認! 本文の記載内容が、本試験でどのように出題されて いるかを同時並行で確認することができます。
- 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ! テキストの記載内容を自分の知識に落とし込む には、この方法がとても効果的です。この書き 込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶよ うになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、
となく一個の事業とし、場所
養とすること。

「となる」

「場で行り着見気が、
で決定してよい。

にする部門が存する場合に、

助者、労務管理等が明確に区

にめることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる 知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきま しょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目的等			☆		★ *☆		★☆			☆*
権限の委任等			☆		☆		☆			☆
保険者の種類等				☆		☆	☆			
全国健康保険協会	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆	☆
健康保険組合	☆	★☆		☆	☆	★☆	☆	☆	☆	☆
強制適用事業所及び 任意適用事業所	☆		☆	☆	☆			☆	☆	
適用事業所に関する届出	☆					☆				
一般の被保険者等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆
任意継続被保険者等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
被扶養者	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
資格の得喪の確認及び届出等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
被保険者証等			☆	☆	☆			☆		☆
報酬等の定義	☆	☆	☆		☆	*	☆	☆		
標準報酬月額	☆				☆	☆				*
定時決定	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$
資格取得時決定			☆	☆				☆	☆	
随時改定	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
育児休業等終了時改定	☆	☆		☆		☆				
産前産後休業終了時改定										
任意継続被保険者等の 標準報酬月額	☆		*			☆		*		
標準賞与額				☆	☆		☆	☆		
国庫負担等			★*				☆			☆
保険料		☆				☆	☆	☆	★☆	☆
保険料率	*		☆		☆	★☆		☆	☆	*
保険料の負担等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
保険料の納付	☆	☆	☆			☆	☆	☆	☆	☆
調整保険料					☆					
滞納に対する措置等			☆	★☆	☆		☆	☆		

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
保険医療機関及び保険薬局等		☆	☆		☆	☆	☆	☆	★☆	☆
保険医及び保険薬剤師						☆			☆	
指定訪問看護事業者						*		☆	☆	
保険給付の分類・種類	☆	☆	☆							
療養の給付	☆	☆		*	☆	☆		☆	★☆	
入院時食事療養費				☆		☆				☆
入院時生活療養費		☆	*		☆					
保険外併用療養費	☆		☆	☆	☆			☆	☆	☆
療養費	☆	☆	☆	☆			☆	☆	☆	☆
家族療養費	☆		☆		☆	☆	☆	☆		
訪問看護療養費	☆	☆		☆	*	☆		☆	☆	☆
家族訪問看護療養費						☆				
高額療養費	☆	☆	☆	☆	★☆	☆	☆	☆	*	
高額介護合算療養費		★☆			☆		☆		☆	
移送費及び家族移送費	☆					☆	☆			
傷病手当金	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆	☆
埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	☆	☆	☆		☆			☆		
出産育児一時金及び 家族出産育児一時金	☆		☆	☆						☆
出産手当金	☆			☆	☆		*		☆	
資格喪失後の給付	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
受給権の保護・併給調整等	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆		☆
給付制限・損害賠償との調整	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
保険者等・ 被日 日雇特例被保険者						☆		☆		☆
険特 費用の負担等		☆								
保険給付			☆	☆			☆		☆	
保健福祉事業					☆			☆	☆	
不服申立て	☆	☆	☆			☆*			☆*	
雑則等	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆

[※] 社会保険に関する一般常識からの出題

目 次

はじめに / iii 法改正ポイント講義 / iv 本書の構成 / vi 本書の効果的な活用法 / viii 本試験の傾向 / x

第	1章	目的・権限の委任等・保険者・適用事業所	/ 1
第	1節	目的・権限の委任等/3	
1	目的等	F	····· 4
	11目的] <mark>Ä</mark>	4
	2 法人		X 5
	_	□ 10 日本	
2	権限の	D委任等	····· 7

		- ・・・・・・・・・・・・・	
	4 協会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	_		
	6 基金	等への事務の委託 間	13
第	2節	保険者 / 15	
1	保険者	当の種類等	16
	1 保険	き者の種類 🛣	16
	2 管掌	2の区分 🛣	16
2	全国健	建康保険協会	19
	1 業務		19
	2 協会	○ 0.0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	20
		(B	
		Ä	
	5 運営	·	23
	6評議	会 🔏	24
	7事業	計画等の認可・財務諸表等 Ϫ ┈┈┈┈┈	24
	8 各事	『業年度に係る業績評価 🎇 ──────────	25
	9準備	金 🛣	25
	●借入	、金 🔏	26
		金 🔏	
	12重要		27
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	44 報告	- の徴収等 🌃	28

⑤監督 ੰ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	28
3 健康保険組合	30
❶組織等 Ϫ	30
②組合の設立 🛣	30
③組合の成立 🌃	32
4 規約 🏗	32
⑤組合員 Ϫ	33
6 役員 Ϫ	34
₹ 7 組合会	
🔞 組合会の招集 🀮	
⑨会計年度及び予算の届出等 ₹	
⑩準備金 Ϫ	
❶組合債 Ϫ	
😰 合併、分割及び解散 🛣	
13 指定健康保険組合による健全化計画の作成 【 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
10 監督 11	
₿健康保険組合連合会 📅	42
第3節 適用事業所 / 43	
■強制適用事業所及び任意適用事業所	
● 強制適用事業所 🌃	
②任意適用事業所 【☆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 一括適用事業所 Ϫ	
② 適用事業所に関する届出	
●新規適用事業所の届出 🎇	
②事業主の氏名等の変更の届出 📅	
③事業主の変更の届出 📅	
4事業主の代理人選任の届出 10	
⑤ 適用事業所に該当しなくなった場合の届出 【 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	54
第2章 被保険者等/55	
11 一般の被保険者等	
●被保険者の種類 🚻	····· 56
②一般の被保険者 ื	
3 適用除外-1	····· 58
④ 適用除外-2 短時間労働者に対する適用 ₩	
⑤共済組合の組合員に関する特例	
⑥事業主の届出義務 置 ───────────	
→ の被保険者の資格取得 🔀	
3 一般の被保険者の資格喪失 数 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	····· 71

② 任意継続被保険者等	····· 75
❶任意継続被保険者 🏅 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	····· 75
②特例退職被保険者 👸	····· 79
3 被扶養者	····· 82
①被扶養者の範囲 🌃	····· 82
②生計維持関係の認定 🛣	85
③同一世帯関係 Ϫ	····· 87
4 資格の得喪の確認及び届出等	
● 資格の得喪の確認 🛣	89
②通知 🏗	
③ 被保険者に関する届出 🌋	90
固 被保険者証等	96
● 被保険者証 🌃	96
②被保険者資格証明書 🎳	99
③ 高齢受給者証 🎳	100
第3章 標準報酬及び費用の負担 / 103	
第 1 節 標準報酬 / 105	
■ 報酬等の定義	106
②報酬及び賞与 🌃	
2 標準報酬月額	110
② 2以上の事業所に使用される場合の報酬月額の決定 ▼ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
3 等級区分の改定 Ϫ	
3 定時決定	114
② 定時決定の対象とされない者 🔀	
3保険者等算定 🔀	117
4 有効期間 ื	
⑤届出 Ϫ	
△ 資格取得時決定	122
●報酬月額の算定方法 🎖	122
②有効期間 🔀	123
③届出 Ϫ	
5 随時改定	
● 要件 🔀	124
②有効期間 ื	128
③届出 Ϫ	129

6 育児休業等終了時改定	130
❶要件 ื ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	130
②有効期間 ื	131
③届出 Ϫ	132
☑ 産前産後休業終了時改定	133
❶要件 🌃	133
②有効期間 ื	
③届出 Ϫ	
■ 任意継続被保険者等の標準報酬月額	136
❶任意継続被保険者の標準報酬月額 ื ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	136
②特例退職被保険者の標準報酬月額 👸	137
9 標準賞与額	138
●標準賞与額の決定 🔀	
②賞与支払届 ื	
第2節 費用の負担 / 141	
■ 国庫負担等	142
● 事務費の負担 🚻	
②主要給付等に対する補助 🌇	
③特定健康診査等の費用の国庫補助 🚻	
2 保険料	
①保険料の徴収等 Ϫ	146
②協会による滞納者に係る保険料の徴収 👸	
3 保険料額 Ϫ	
④特定被保険者に係る保険料額 █	149
⑤ 特別介護保険料額 <mark>置</mark>	
⑥被保険者の保険料額 Ϫ ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
→ 任意継続被保険者等の保険料額 🔀	153
3 保険料率	155
●協会健保の一般保険料率 🔀	155
②組合管掌健康保険の一般保険料率 🌃	158
③特定保険料率及び基本保険料率 🎖	160
4 介護保険料率 🏋	161
4 保険料の負担等	
● 保険料の負担 🔀	162
②健康保険組合の特例 🏋	
③ 少年院等に収容等の場合の保険料の免除 🐹	163
④ 育児休業等期間中の保険料の免除 Ϫ ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	164
5 産前産後休業期間中の保険料の免除 🔀	166
5 保険料の納付	

	● 保険料の納付義務者 🔼	
	② 保険料の源泉控除 🔀	169
	③保険料の納付期日 🚻	
	④ 保険料の繰上充当 🛣 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	171
	⑤ 任意継続被保険者等の保険料の前納 🌇	171
	⑥口座振替による納付 \ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	174
6] 調整保険料	175
	●健康保険組合の財政調整 🏋	175
	②調整保険料の額 퍱	
7	■滞納に対する措置等	177
	●保険料の繰上徴収 🛣	177
	2 督促 Ϫ	
	③延滞金の徴収 🚻	179
	④滞納処分 ፟፝፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞ቚ፟፝	181
	⑤ 先取特権の順位等 🌃	
舅	肖4章 保険医療機関等・保険医等・指定訪問看護事業 者	/ 183
	■保険医療機関及び保険薬局等	
		184
	②保険医療機関又は保険薬局の責務 🔀	
	③保険医療機関又は保険薬局の指定	
	4 指定の拒否 ፟ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	⑤ 指定の辞退 Ϫ	
	6 指定の取消 Ϫ	
2	2 保険医及び保険薬剤師	192
	● 保険医又は保険薬剤師 🚻	192
	②保険医又は保険薬剤師の責務 🚻	
	③保険医又は保険薬剤師の登録 Ϫ ───────────	
	4 登録の拒否 Ϫ	
	⑤ 登録の抹消 🛣	194
	6 登録の取消 🛣 ────────────────	······ 194
	♂保険医療機関又は保険薬局のみなし指定 ፟፟፟ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	194
3] 指定訪問看護事業者	······ 196
	● 指定訪問看護事業者 🎖	196
	②指定訪問看護事業者の責務 ▼	
	3 指定訪問看護事業者の基準 置 ────────────	
	④ 指定訪問看護事業者の指定 30 ***********************************	
	⑤ 指定の拒否 置	
	6変更の届出 週 ──────────────────	······ 199
	↑指定訪問看護事業者の指定の取消し 3	199

❸ 指定・登録のまとめ 🌃	200
第5章 保険給付/201	
第1節 保険給付の分類・種類 / 203	
1 保険給付の分類・種類	204
①保険給付の分類 習	
②保険給付(法定給付)の種類 🏗	
③健康保険組合の付加給付 10	
の 庭塚 体操幅 ロッパが配置する	200
第2節 医療給付/209	
■療養の給付	210
1 給付の範囲 🚻	
② 受給方法 👸	
③一部負担金の支払 🌃	
4 一部負担金の額の特例 📉	
5 費用の支払(診療報酬の請求・支払)等 3 ⋯⋯⋯⋯	
2入院時食事療養費	
① 支給要件 🛣	
②支給額 <mark>X</mark>	
③費用の支払 🛣	
4 領収証の交付 🛣	
3 入院時生活療養費	
① 支給要件 🔀	
②支給額 <mark>乙</mark>	
③費用の支払 	
4 領収証の交付 X	
4 保険外併用療養費	
① 支給要件 <a>区	
②支給額 <mark>X</mark>	
③費用の支払 	
4 領収証の交付 🛣	
5 療養費	
① 支給要件 <mark>▼ </mark>	
② 支給額 <mark>X</mark>	
6 家族療養費	
③ 水灰凉复复① 支給要件 	
② 支給額 📉	
② 又結誤 Δ③ 家族療養費の額の特例 	
● 多族族猿養質の額の特例 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
♥ 頁用い文払 型	Z44

☑訪問者護療養費	246
① 支給要件 🏅	246
② 受給手続 📅	247
③ 支給額 👸	248
4 費用の支払 🛣	248
⑤領収証の交付 Ϫ ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	249
8 家族訪問看護療養費	251
① 支給要件 🐹	251
② 支給額 📅	251
9 高額療養費	252
① 支給要件 🌃	252
②70歳未満のみ世帯の高額療養費 🌄	
370歳以上のみ世帯の高額療養費 🛣 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	259
4️70歳以上と70歳未満の者がいる世帯の高額療養費 📅 ⋯⋯⋯	264
⑤ 支給方法 鑎	266
□ 高額介護合算療養費	
第3節 傷病に関する現金給付 / 271	
■移送費及び家族移送費	272
● 移送費 🚻	
②家族移送費 🏅	
2 傷病手当金	
① 支給要件等 🔀 ···································	
② 支給額 🚻	
③ 併給調整等 🔀	
4 支給期間 🛣 ···································	
⑤ 受給手続 ☒	
——————————————————————————————————————	
第4節 死亡に関する現金給付/289	
■ 埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	
● 生葬料 🔀	
②埋葬費 💢	
❸家族埋葬料 【【	
♥ ※ルバエサイト **	292
第5節 出産に関する現金給付/293	
1 出産育児一時金及び家族出産育児一時金	
1 出産育児一時金 🌃	
②家族出産育児一時金 🏅	295

2 出産手当金	296
● 支給要件 🚻	296
第6節 資格喪失後の給付 / 299	
■資格喪失後の給付	300
● 傷病手当金・出産手当金の継続給付 🚻	
② 資格喪失後の埋葬料・埋葬費の支給 🚻	
③ 資格喪失後の出産育児一時金の支給 🌇	
④ 併給調整 	
Ni hid mate	001
第7節 給付通則等 / 305	
1 受給権の保護・併給調整等	306
● 文価権が保険・1万個剛定等 ● 保険給付の方法 1	
②受給権の保護 📉	
③ 併給調整 □ <p< td=""><td></td></p<>	
2 給付制限・損害賠償との調整	
● 福刊制度・損害賠債● 経対的給付制限	
②相対的給付制限 🛣	
③ 不正受給による給付制限 ☑ 不正利得の徴収 ☑ である。	
● 損害賠償との調整▼	
り 損告賠債 C の 調金 A	318
第6年 日戸柱(5) 	
第6章 日雇特例被保険者/321	
第1節 保険者等・費用の負担等/323	
■保険者等・日雇特例被保険者	
❶保険者等 Ϫ	
②日雇特例被保険者 置	
③日雇特例被保険者手帳の交付申請 🁸	327
❹ 日雇特例被保険者手帳の返納 뙙 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
2 費用の負担等	329
● 国庫補助 📅	329
② 標準賃金日額 🀮	
③保険料額及び負担割合 🏅	332
④標準賃金日額に係る保険料の納付 置 ────────	334
⑤賞与額に係る保険料の納付 🌃	336
⑥ 健康保険印紙 <mark>置</mark>	
7 認定決定及び追徴金 🏋	
❸ 日雇拠出金 🏅	340

第2節 保険給付 / 343	
1 保険給付	344
●保険給付の種類 😇	
②療養の給付 🚻	
③傷病手当金 Ϫ ──────────	
4 死亡に関する給付 🎳	
⑤ 出産に関する給付 Ϫ ─────	
⑥特別療養費 ▼	
7 傷病・死亡・出産に係る保険給付のまとめ 🚻 …	356
❸他の医療保険による給付等との調整 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	358
第7章 保健福祉事業、不服申立で及	
1 保健福祉事業	362
❶保健福祉事業 🎳 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
②保健福祉事業の員外利用 뙙	
② 不服申立て	368
① 審査請求及び再審査請求 ፟፟፟፟ ────────────────────────────────	368
②訴訟との関係 🔼	
3 雑則等	
1 時効	
②印紙税の非課税等 📉	
3 事業主の責務等 🚻	
4 罰則 10	
資料編 / 383	
第1章 目的・権限の委任等・保険者	・適用事業所
1機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任	
2機構への事務の委託	
3 全国健康保険協会の定款で定める事項	
4 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項	
- 5 組合会の議事等 ····································	
_ ⑥組合会の招集 ····································	
- ❸健康保険組合・準備金	387
9 指定健康保険組合・指定の要件	
第2章 被保険者等	
1 短時間労働者に対する適用 ····································	
第3章標準報酬及び費用の負担	300
■ 後期高齢者支援金の負担方法の特例	

	2 保険料等交付金の交付	392
	3 保険料額の端数処理	392
	4 都道府県単位保険料率	392
	5 令和3年3月分(4月納付分)からの一般保険料率 ·······	393
	6 被保険者負担分保険料の端数処理	393
	7 保険料控除の計算書	393
	8 調整保険料率	393
第	4章 保険医療機関等・保険医等・指定訪問看護	事業者
	■取消後2年未満での再登録	394
第	5章 保険給付	
	■健康保険組合の付加給付	394
	2 外来療養に係る年間の高額療養費	
	3 障害手当金等との調整	
	4	
	5 出産育児一時金・支給方法	396
第	6章 日雇特例被保険者	
	1 市町村が処理する事務等	397
	②傷病に関するその他の給付	397

- 索引 / 400
- 条文索引 / 406

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法 → 健康保険法

法附則 → 健康保険法附則

令 → 健康保険法施行令

令附則 → 健康保険法施行令附則

則 → 健康保険法施行規則

指定省令 → 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤

師の登録に関する省令

保険医療機関則 → 保険医療機関及び保険医療養担当規則

保険薬局則 → 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

運営基準 → 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

厚年法 → 厚生年金保険法

高齢者医療確保法→ 高齢者の医療の確保に関する法律

社審法 → 社会保険審査官及び社会保険審査会法

感染症予防・医療法→ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

精神保健福祉法 → 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

健医発 → (旧) 厚牛省保健医療局長名诵達

保文発 → 民間に対して出す厚生省保険局長名通知

保険発 → (旧)厚生省医療局保険課長名通達

薬発 → (旧)厚生省薬務局長名通達

老健 → (旧)厚生省老人保健福祉局老人保健課長名诵達

保発 → 厚生労働省(旧厚生省)保険局長名通達

保医発 → 厚生労働省保険局医療課長名通達 **保保発** → 厚生労働省保険局保険課長名通達

基労徴発 → 厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長名通達

年管発 → 厚生労働省大臣官房年金管理審議官名通達

年管管発 → 厚生労働省年金局事業管理課長名通達 職**発** → 厚生労働省職業安定局長名通達

発保 → 厚生労働事務次官名通達

老発 → 厚生労働省老人保健福祉局長名诵達

庁保発 → (旧)社会保険庁医療部長又は保険部長名诵達

庁保険発 → (旧)社会保険庁運営部医療課長名通達 **庁文発** → (旧)社会保険庁運営部年金保険課長名通達

社業発 → (旧)社会保険業務センター総務部長通知

社発 → (旧)社会局長名通達 **厚告** → (旧)厚生省告示

厚労告 → 厚生労働省告示

第 1 章

目的・権限の委任等・保険者・適用事業所

第1節 目的・権限の委任等

第2節 保険者

第3節 適用事業所

第 章 第1節

目的・権限の委任等

11 目的等

- 1 目的
- ② 法人の役員である被保険者又は その被扶養者に係る保険給付の特例
- ③ 基本的理念

2 権限の委任等

- 機構への委任等
- ② 機構が行う滞納処分等
- ③ 財務大臣への権限の委任
- ◆ 協会への厚生労働大臣の権限に係る 事務の委任
- ⑤ 地方厚生局長等への権限の委任
- 6 基金等への事務の委託



目的等

1 目的 (法1条) 🛣

 $\star\star\star$

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。R3-社9B

沿革

健康保険法は、大正11年4月に制定され、昭和2年1月1日(保険給付及び費用の負担に関する規定以外は大正15年7月1日)に施行された日本で最初の社会保険に関する法律である。H28-社選B

Check Point!

□ 健康保険は、被保険者又は被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以 外の保険事故に対して保険給付を行う。

業務上
・業務外
・労災保険の保険給付を受けることができない業務上の傷病等
・健康保険の対象
・関係を受けることができない業務上の傷病等

・給付範囲

従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととされており、業務とは、「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業の総称」と解釈していた。このため、労災保険から給付されない場合において、健康保険でも「業務上」と判断され給付されないケースがあった(例:**副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務**等)。H28-5D

そこで、健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年5月31日公布)により、健康保険の給付範囲が見直され、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受

けられない事態が生じないよう、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」となった(平成25年10月1日施行)。**H26-4B**

参考 (業務上事故として申請中の取扱い)

業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中(支給決定を請求中)の未決定期間は、一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、健康保険による 業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。

(昭和28.4.9保文発2014号)

なお、平成25年8月14日厚生労働省保険局保険課事務連絡においては、「労災保険法における業務災害については健康保険の給付の対象外であり、また、労災保険法における通勤災害については労災保険からの給付が優先されるため、先ずは労災保険の請求を促し、健康保険の給付を留保することができる。ただし、健康保険の保険者においては、保険給付の時効期間(2年間)を考慮し、労災保険給付の請求が行われている場合であっても、健康保険給付の申請が可能であることを被保険者等に対して周知するなどの十分な配慮を行うこと。」としている。 R3-9E

(犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて)

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法において、一般の保険事故と同様に医療保険の給付の対象とされている。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようだが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の保険給付は行われる。H27-4ウ

(法1条、平成23.8.9保保発0809第3号)

問題チェック H21-1A

健康保険法は、大正11年に<u>制定され</u>、同時に施行された日本で最初の社会保険に 関する法である。

解答】X

法附則1条

健康保険法は、昭和2年に全面施行された。なお、保険給付及び費用の負担に関する規定を除いては、大正15年7月1日より施行されている。

②法人の役員である被保険者又は その被扶養者に係る保険給付の特例

(法53条の2、則52条の2) 🛣

 $\star\star\star$

被保険者又はその被扶養者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社

- 員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務(被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるもの*を除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。
 - ※ 当該法人における従業員(上記に規定する法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるものとする。

概要

役員の業務上の負傷については、従来の取扱いと同様に、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負担で行うべき」との観点から、労使折半の健康保険から給付を行わないこととする。ただし、「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者」については、従来支給しないこととされていた傷病手当金を含めて健康保険の給付対象とする。

H26-2C H30-10A

3 基本的理念 (法2条) ☎

 $\star\star\star$

健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。[H30-選ABC]

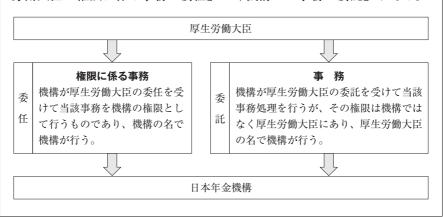


権限の委任等

1 機構への委任等間

11

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**(以下「機構」という。)に行わせるものとされており、次図の通り「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」と「機構への事務の委託」がある。



1. 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

- ・被保険者の資格の得喪の確認
- ・標準報酬月額の決定・改定
- ・育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理

(法204条1項)

2. 機構への事務の委託

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。

- ・現物給与の価額の決定に係る事務(当該決定を除く)
- ・保険料の徴収に係る事務 (一定の事務を除く)
- ・延滞金の徴収に係る事務(一定の事務を除く)

(法205条の2,1項)

2 機構が行う滞納処分等 (法204条の3、法204 条の4,1項、厚年法100条の6,2項、3項) 🛣

- I 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等の実施に関する規程(以下「滞納処分等実施規程」という。)に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- II 徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
- Ⅲ 機構は、滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- IV 機構は、滞納処分等実施規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

・委任

国税滞納処分の例による処分及びその例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・捜索に関する厚生労働大臣の権限(「滞納処分等」という)に係る事務(資料編第1章 1(15)(17)の事務)は、機構に委任されており、滞納処分等は機構が行う。

③ 財務大臣への権限の委任 (法204条の2、

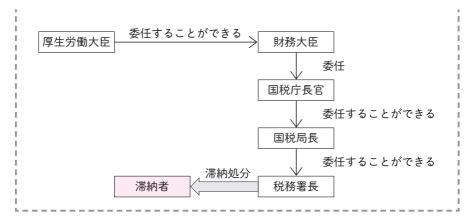
厚年法100条の5,2項、5項~7項) 🛣

I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について**隠ぺいしているおそれがあること**その他の政令で定める事情があるため保険料その他健康保険法の規定による徴収金*の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限

- の全部又は一部を委任することができる。
- ※ 第58条 [不正利得に係る徴収金等]、第74条第2項 [一部負担金を支払わない者に対する処分に係る徴収金]及び第109条第2項 [報酬不払いの事業主からの徴収金](第149条 [日雇特例被保険者に対する準用]においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除く。以下「保険料等」という。
- II 財務大臣は、Ⅰの委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
- **III 財務大臣**は、Iの規定により**委任**された**権限**及びⅡの規定による 報告の権限を国税庁長官に委任する。
- IV **国税庁長官**は、Ⅲの規定により**委任**された**権限の全部又は一部**を **納付義務者**の事業所又は事務所の所在地を管轄する<mark>国税局長</mark>に**委任** することができる。
- V 国税局長は、IVの規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

概要

厚生労働大臣は、**財産隠匿**が疑われるような**悪質な滞納者**に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとされている。



・悪質な滞納者

「悪質な滞納者」として、政令で定める事情は、次の(1)から(4)の**いずれにも**該 当するものであることとする。

- (1) 納付義務者が24月分以上の保険料を滞納していること。
- (2) 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。
- (3) 納付義務者が滞納している保険料等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が5千万円以上であること。
- (4) 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

(令63条、則158条の9、則158条の10)

4 協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任 (法204条の7.1項)

I 第198条第1項[立入検査等]の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとす。

る。ただし、当該**権限**は、**厚生労働大臣**が自ら行うことを妨げない。

H26-5I

Ⅱ I に定めるもののほか、協会による I に規定する権限に係る事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

趣旨

保険給付の不正事案が発生した場合、厚生労働大臣は、行政権限として事業主に対して立入検査等を行う権限を有している。しかし、この検査権限については、日本年金機構に対しては委任されていたが、保険給付を行う保険者に対しては委任されていなかった。

このため、保険給付の不正受給を防止する観点から、日本年金機構とほぼ 同一の組織形態である協会に対して、事業主への検査権限を委任することと された(被保険者資格、標準報酬又は保険料に関する事業主への立入検査等 に係る事務は機構に委任され、保険給付に関する事業主への立入検査等に係 る事務は協会に委任される)。

Check Point!

□ 協会(は、上記の	の権限に	係る事務	8を行う	場合には	、あら	かじめ、	厚生労働
大臣(の認可を	受けなけ	ればなら	ない。			(法:	204条の8,1項
□ 健保	組合につ	いては、	役員の信	H命・解	任に際し	、厚生	労働大目	5が関与で
きない	ハなど、ネ	組織形態	が協会と	とは異な	るため、	行政権	限の付与	すは行わな
ر١ _°								

参考「検査権限」とは、事業所への立入権限に加え、事業主に対し文書等の提出・提示を命令 する権限、帳簿等の検査を行う権限を指す。

5 地方厚生局長等への権限の委任

(法205条) 🖺

 \times

I 健康保険法に規定する厚生労働大臣の権限(第204条の2第1項 [財務大臣への厚生労働大臣の権限の委任]及び同条第2項において 準用する厚生年金保険法第100条の5第2項[財務大臣による厚生労 働大臣への報告]に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生 労働省令で定めるところにより、**地方厚生局長に委任**することがで きる。

Ⅱ I の規定により**地方厚生局長に委任**された**権限**は、厚生労働省令で定めるところにより、**地方厚生支局長に委任**することができる。

概要

健康保険法に規定する厚生労働大臣の権限のうち、全国健康保険協会(協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く)、健康保険組合、保険医療機関等、保険医、指定訪問看護事業者の指導・監督に係るものは、原則として、地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という)に委任されている。

Check Point!

□ 健康保険組合の設立、合併、分割及び解散に係る厚生労働大臣の権限は、 日本年金機構又は地方厚生局長等に委任されていない。



- 考 1. 例えば、次の(1)から(8)に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長等に委任されている。
 - (1)健康保険組合に係る任意適用事業所の認可・取消の認可(健康保険組合の設立又は解 散を伴う場合を除く)
 - (2)保険医療機関等の指定・指定取消・指導・質問・検査・報告等
 - (3)保険医又は保険薬剤師の登録・登録取消・指導・質問・命令・報告等 H28-5A
 - (4)指定訪問看護事業者の指定・指定取消・変更の届出・指導・質問・検査・報告等
 - (5)健康保険組合の一般保険料率の変更の認可(健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び特定健康保険組合の認可に伴う場合を除く)
 - (6)全国健康保険**協会**又は健康保険**組合**が国税滞納処分の例により**滞納処分**を行う場合の 認可
 - (7)法第183条 [徴収に関する通則] の規定によりその例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予
 - (8)法第183条 [徴収に関する通則] の規定によりその例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し
 - (令32条、則159条1項3号、5号の2、5号の3、6号の2、6号の3、8号、9号、9号の2、9号の3)
 - 2. 健康保険組合が厚生労働大臣に提出すべき書類は、管轄地方厚生局長等(当該健康保 険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等)を経由するものとされてい る。 (則18条)
 - 3. 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局であり、地方厚生支局は、地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるための支局である。

(厚生労働省設置法17~19条)

6 基金等への事務の委託

(法205条の4) 🖥



- 「保険者は、第76条第5項(第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。iにおいて同じ。)及び第88条第11項(第111条第3項及び第149条において準用する場合を含む。iにおいて同じ。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金(「基金」という。)又は国民健康保険法に規定する国民健康保険団体連合会(「国保連合会」という。)に委託することができる。
 - i 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による**日 雇特例被保険者**に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるもの の支給に関する事務(第76条第5項及び第88条第11項に規定する 事務を除く。)
 - ii 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による**日 雇特例被保険者**に係る保険給付の支給、第6章の規定による**保健 事業及び福祉事業の実施**、第155条の規定による保険料の徴収その 他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者若しくは被保険者 であった者又はこれらの被扶養者(iii において「被保険者等」と いう。)に係る**情報の収集**又は**整理**に関する事務
 - iii 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による**日 雇特例被保険者**に係る保険給付の支給、第6章の規定による**保健 事業及び福祉事業の実施**、第155条の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保険者等に係る**情報の利 用**又は**提供**に関する事務
- Ⅱ **保険者**は、Ⅰの規定によりⅠ ii 又はiii に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

概要

保険者は、保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく事務の実施に関して、「保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理に関する事務」並びに「保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

- 参考
 - (上記 I i の厚生労働省令で定めるもの)
 - 上記Iiの厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1)法第52条 [保険給付の種類] に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、 家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 R3-2E
 - (2)法第127条 [日雇特例被保険者に係る保険給付の種類] に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 (則159条の7)
 - (上記 I ii の厚生労働省令で定める事務)
 - 上記 I ii の厚生労働省令で定める事務は、次の(1)から(4)に掲げる事務とする。
 - (1)法第4章の規定による保険給付及び法第5章第3節の規定による日雇特例被保険者に 係る保険給付の支給
 - (2)法第6章の規定による保健事業及び福祉事業の実施
 - (3)法第155条の規定による保険料の徴収
 - (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令第2条各号に掲げる事務 (則159条の8)
 - (上記 I iii の厚生労働省令で定める事務)
 - 上記 I iii の厚生労働省令で定める事務は、次の(1)から(4)に掲げる事務とする。
 - (1)法第4章の規定による保険給付及び法第5章第3節の規定による日雇特例被保険者に 係る保険給付の支給
 - (2)法第6章の規定による保健事業及び福祉事業の実施
 - (3)法第155条の規定による保険料の徴収
 - (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条各号又は第3条各号に掲げる事務 (則159条の9)

(関係者の連携及び協力)

国、全国健康保険協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。 (法205条の5)

第 章 第2節

保険者

1 保険者の種類等

- ① 保険者の種類
- ② 管掌の区分

2 全国健康保険協会

- 業務の分担
- ② 協会の組織
- 3 定款
- 4 役員
- 5 運営委員会
- 6 評議会
- 事業計画等の認可・ 財務諸表等
- 8 各事業年度に係る 業績評価
- 9 準備金
- 借入金
- 余裕金
- 12 重要な財産の処分
- 13 秘密保持義務
- 4 報告の徴収等

15 監督

3 健康保険組合

- 1 組織等
- 2 組合の設立
- 3 組合の成立
- 4 規約
- 6 組合員
- 6 役員
- 和合会
- 8 組合会の招集
- 会計年度及び予算の 届出等
- 10 準備金
- ⋒ 組合債
- 12 合併、分割及び解散
- 18 指定健康保険組合による健全化計画の作成
- 4 監督
- 15 健康保険組合連合会



保険者の種類等

1 保険者の種類 (法4条、法123条) 📉

 $\star\star\star$

健康保険の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

概要

健康保険事業の経営主体として、保険給付等を行うものを保険者という。 なお、上記を正確に記載すると「健康保険(日雇特例被保険者の保険を除 く。)の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。」であるが、 法第123条第1項において「日雇特例被保険者の保険の保険者は、全国健康 保険協会とする。」とされているため、上記では、これらをまとめて記載し ている。

Check Point!

□ 健康保険の保険者には全国健康保険協会と健康保険組合があるが、日雇 特例被保険者の保険の保険者は全国健康保険協会のみである。

2 管掌の区分 📉

[1]全国健康保険協会の管掌

(法5条1項、法7条の2.1項、法123条)

- I 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者の保 険を管掌する。
- Ⅱ 健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行う ため、全国健康保険協会(以下「協会」という。)を設ける。

概要

協会が管掌する健康保険を協会管掌健康保険という。

なお、上記 I を正確に記載すると「全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者(日雇特例被保険者を除く。次節 [全国健康保険協会]、第51条の2 [情報の提供等]、第63条第3項第2号 [保険者指定病院等]、第150条第1項 [保健事業]、第172条第3号 [保険料の繰上徴収]、第10章 [雑則] 及び第11章 [罰則] を除き、以下本則において同じ。)の保険を管掌する。」であるが、①「保険者の種類」で述べたように、全国健康保険協会は日雇特例被保険者の保険も管掌しているので、これをまとめて記載している。

2 健康保険組合の管掌(法6条、法123条)

健康保険組合は、その<mark>組合員である被保険者(日雇特例被保険者</mark>を 除**く**。)の保険を管掌する。

・定義

健康保険組合が管掌する健康保険を組合管掌健康保険という。

3 2以上の事業所に使用される被保険者の保険者 (法7条、則1条の2)

- I 同時に2以上の事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者は、第5条第1項[協会管掌健康保険]及び第6条[組合管掌健康保険]の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによる。
- Ⅱ 被保険者は、同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。H30-8寸
- Ⅲ Ⅱの場合において、当該2以上の事業所に係る機構の業務が2以上の年金事務所(日本年金機構法第29条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)に分掌されているときは、被保険者は、その被保険者に関する機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。ただし、Ⅱの規定により健康保険組合を選択しようとする場

合はこの限りでない。

Check Point!

□ 被保険者は、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったときは、10日以内に、2以上事業所勤務届を厚生労働大臣(機構)又は健康保険組合に提出しなければならない。ただし、下記1.2.の選択届を提出するときは、この限りでない。 (則37条1項)

1. 保険者の選択 H27-8A

(1) 選択

被保険者が同時に2以上の事業所に使用される場合において、2以上の事業所が、協会管掌と組合管掌であったり、異なる健康保険組合の管掌であったりする場合のように、それぞれ別個の保険者(協会又は健康保険組合)の管掌となっている場合は、そのうち1つの**保険者**を選択する。

(2) 届出

(1)の選択は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から**10日以** 内に、被保険者が選択届を、協会を選択しようとするときは**厚生労働大臣** (機構)に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出す ることによって行う。 (則2条1項)

2. 年金事務所の選択 H27-8A

(1) 選択

被保険者が同時に2以上の事業所に使用される場合において、2以上の事業所が協会の管掌となっているが、それらの事業所に係る機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されているときは、そのうち1つの**年金事務所**を選択する。

(2) 届出

(1)の選択は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から**10日以** 内に、被保険者が選択届を、**厚生労働大臣**(機構)に提出することによって 行う。 (則2条4項)



全国健康保険協会

1 業務の分担(法5条2項、法7条の2,2項、3項) 📉

- I 協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の 資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並 びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く。)並びにこ れらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。
- Ⅱ 協会は、次に掲げる業務を行う。
 - i 保険給付に関する業務
 - ii 保健事業及び福祉事業に関する業務
 - iii i ii に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって厚生労働大臣が行う業務以外のもの
 - iv 第204条の7第1項に規定する権限に係る事務に関する業務(第 198条第1項の規定による保険給付に関する事業主への**立入検査等 に係る事務**に関する業務)
 - v i からivに掲げる業務に附帯する業務
- Ⅲ 協会は、上記Ⅱiからvに掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務(同法の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。)、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する業務を行う。

概要

業務の分担は次の通りとなる。

① 保険給付に関する業務 ② 保健事業及び福祉事業に関する業務 ③ 協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって厚 牛労働大臣が行う業務以外のもの(被保険者証の発行・レ セプト点検等) 全国健康保険 ④ 保険給付に関する事業主への立入検査等に係る事務に関 協会の業務 する業務 ⑤ 仟意継続被保険者関係の手続 H29-1C ⑥ 船員保険事業に関する業務(船員保険協議会) ⑦ 前期高齢者納付金等・後期高齢者支援金等・介護納付金 の納付関連業務 ① 健康保険の適用に関する業務 ② 被保険者の資格の取得及び喪失の確認 厚生労働大臣 ③ 標準報酬月額・標準賞与額の決定(任意継続被保険者に (日本年金機構) 係るものを除く) の業務 ④ 保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く)

Check Point!

□ 健康保険の加入、保険料の徴収等の手続は、原則として、機構において (厚生年金保険の手続と併せて) 行うこととなるが、任意継続被保険者の 手続は、協会(都道府県支部事務所)で行うこととなる。



- 参考 1. 「前期高齢者納付金等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「前期高 齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金上をいう。
 - 2. 「後期高齢者支援金等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「後期高 齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金|をいう。

2 協会の組織(法7条の3、法7条の4,1項) 🖺

- I 協会は、法人とする。
- Ⅱ 協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所(以下「支部」 という。) を**各都道府県に設置**する。[H30-社6A]

Check Point!

□ 協会の本部は東京都(1箇所)に、支部は各都道府県(47箇所)に設置 されている。**H30-社6A**

参考 (法人格)

協会は、非公務員型の法人として設置される保険者であり、職員は公務員ではなく民間職 員である。

3 定款 (法7条の6) 🖺

- I 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - i 目的
 - ii 名称
 - iii 事務所の所在地
 - iv 役員に関する事項
 - v **運営委員会**に関する事項
 - vi 評議会に関する事項
 - vii 保健事業に関する事項
 - viii 福祉事業に関する事項
 - ix **資産の管理**その他**財務**に関する事項
 - x その他**組織**及び**業務**に関する**重要事項**として厚生労働省令で定める事項
- Ⅱ Ⅰの**定款の変更**(厚生労働省令で定める事項に係るものを**除く**。)は、**厚生労働大臣の認可**を受けなければ、**その効力を生じない**。
- Ⅲ 協会は、Ⅱの厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

H24-4ア

IV 協会は、定款の変更についてⅡの認可を受けたとき、又はⅡの厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

Check Point!

□「事務所の所在地の変更」等については、遅滞なく、厚生労働大臣に届け 出ることで足りる。 H24-4ア (則2条の3)

4 役員 (法7条の9、法7条の10) 🛣

 $\star\star\star$

- I 協会に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を 置く。
- Ⅲ 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。
- **Ⅲ 理事長**に**事故**があるとき、又は<mark>理事長が欠けた</mark>ときは、**理事**のうちから、あらかじめ<mark>理事長が指定する者</mark>がその職務を<mark>代理</mark>し、又はその職務を行う。
- IV **理事**は、**理事長**の定めるところにより、**理事長**を補佐して、協会の業務を執行することができる。
- V **監事**は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

Check Point!

理事長及び監事は、	厚生労働大日	亘が任命するが、	厚生労働大臣が理	事長
を任命するときは、	あらかじめ、	後述の運営委員	会の意見を聴かな	けれ
ばならない。				

理事は、	理事長が任命す	るが、理事長	が理事を任命	したときは、	遅滞な
く、厚生	労働大臣に届け	出るとともに	、これを公表し	ノなければな	らない。

(法7条の11)

1. 役員の任期

- (1) 役員の任期は**3年**とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。**R元-1D**
- (2) 役員は、再任されることができる。

(法7条の12)

2. 役員の欠格条項

政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。 (法7条の13)

3. 役員の兼職禁止

役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 H29-1A (法7条の15)

参考 (代表権の制限)

協会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。 R元-1A (法7条の16)

(職員の任命)

協会の職員は、理事長が任命する。

(法7条の23)

5 運営委員会 (法7条の18,1項) 📉

* * *

事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下 ②「全国健康保険協会」において同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

Check Point!

協会の本部には、	事業主、	被保険者及び学識経験者	で構成さ	れ	るi	運営委
員会が置かれてい	る。					

□ 運営委員会の委員は9人以内とされ、事業主、被保険者及び協会の業務 の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから厚生労働大臣が各 同数を任命する。 (37条の18.2項)

1. 運営委員会の職務

次の事項については、理事長は、あらかじめ、**運営委員会の議**を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 運営規則の変更
- (3) 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- (4) 重要な財産の処分又は重大な債務の負担
- (5) 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
- (6) その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める もの (法7条の19,1項)

2. 委員の任期

運営委員会の委員の任期は**2年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 **R元-1D** (法7条の18,3項、4項)

6 評議会 (法7条の21,1項) 🛣

 $\star\star\star$

協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。H26-1D

Check Point!

協会の支部には、	事業主、	被保険者及び学識経験	後者で構.	成され	る	評議会
が置かれている。						

・評議会の評議員

評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(支部長)が委嘱する。 (法7条の21,2項)

7 事業計画等の認可・財務諸表等

(法7条の27、法7条の28,1項、2項) 🛕

 \times

- I 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度 開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変 更しようとするときも、同様とする。
- Ⅱ 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結しなければならない。H26-6E
- Ⅲ 協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の 事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を付 けて、決算完結後2月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受 けなければならない。H26-6E | R元-1E

Check Point!

協会の事業計画及び予算は、	厚生労働大臣に届け出るのではなく、	厚生
労働大臣の認可を受けなけれ	ばならない。	

参考 (事業年度)

協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。**H26-6E**]

(法7条の25)

(会計監査人の監査)

協会は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、 監事の監査のほか、厚生労働大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならない。 (法7条の291項、2項)

8 各事業年度に係る業績評価

(法7条の30) 🛣

- I **厚生労働大臣**は、**協会の事業年度ごと**の業績について、**評価**を行わなければならない。**H30-1オ**
- II **厚生労働大臣**は、Iの**評価**を行ったときは、**遅滞なく**、協会に対し、当該**評価の結果**を通知するとともに、これを公表しなければならない。H30-1才

問題チェック H23-7E

全国健康保険協会の理事長は全国健康保険協会の業績について事業年度ごとに<u>評価</u>を行い、当該評価の結果を遅滞なく、厚生労働大臣に対して通知するとともに、これを公表しなければならない。

解答X

法7条の30

「厚生労働大臣」は、全国健康保険協会の業績について事業年度ごとに評価を行い、当該評価の結果を遅滞なく「全国健康保険協会」に対して通知するとともに、これを公表しなければならない。

<mark>⑨ 準備金</mark> (法160条の2、令46条1項) 📉

 $\star\star\star$

I 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

II 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2 事業年度内において行った保険給付に要した費用の額〔前期高齢者 納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の 納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを 控除した額)を含み、国庫補助の額を除く。〕の一事業年度当たりの 平均額の12分の1に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰 余金の額を準備金として積み立てなければならない。

H28-1オ R元-選DE

Check Point!

□ 協会の準備金の積立額の基準は、医療給付費相当分・後期高齢者支援金 等相当分ともに1箇月分とされている。

10 借入金 (法7条の31,1項、2項) 📉

 $\star\star\star$

- I 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、 厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。
- Ⅱ Ⅰの規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 R2-78

Check Point!

□ 上記Ⅱ ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還 しなければならないとされている。 R2-7B (法7条の31,3項)

11 余裕金 (法7条の33) 🛣



協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業 の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

H25-3C

Check Point!

□ 下記 (1)から(3)のいずれかの方法による場合は、業務上の余裕金を運用することができる。

- 参考協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 R3-2D
 - (1)国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する 債券をいう。)その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得 H30-1ウ
 - (2)銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 - (3)信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の 認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託 H25-3C (令1条)

12 重要な財産の処分 (法7条の34) 🏗

 $\star\star$

協会は、厚生労働省令で定める**重要な財産**を譲渡し、又は担保に供 しようとするときは、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。

H24-4ウ

Check Point!

□ 厚生労働大臣に届け出ることでは足りず、厚生労働大臣の認可を受けな ければならない。

13 秘密保持義務(法7条の37) 間

 $\star\star$

- I 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険 事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはな らない。
- Ⅱ Ⅰの規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

Check Point!

□ 上記Ⅰは、健康保険組合の役員及び職員について準用する。 (法22条の2)

4 報告の徴収等 (法7条の38,1項) 11

5.5

厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その 事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の 事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検 査させることができる。

参考 (財務大臣との協議)

厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

H25-3E

- (1)協会の事業計画及び予算の認可、協会が行う短期借入金等の認可又は重要な財産の処分に係る認可をしようとするとき。
- (2)協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項について厚生労働省令を定めようと するとき。 **H25-3E** (法7条の42)

(情報の提供等)

厚生労働大臣は、協会に対し、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その 他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。 (法51条の2)

15 監督 (法7条の39,1項) 📙

**

厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は協会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

・解任命令

厚生労働大臣は、協会又はその役員が上記の是正・改善命令に違反したときは、

協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずる ことができ、協会が当該解任命令に違反したときは、当該解任命令に係る役員を 解任することができる。 (法7条の39.2項、3項)



健康保険組合

1 組織等 (法8条、法9条1項) 🛣

- I 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。R3-3C
- Ⅱ 健康保険組合は、法人とする。

概要

健康保険組合は、事業主、被保険者及び**任意継続被保険者**によって(特定 健康保険組合である場合には、加えて特例退職被保険者によっても)組織される法人である。 R3-3C (法附則3条6項)

問題チェック H15-1C改題

特例退職被保険者の保険者は、協会及び特定健康保険組合である。

解答】X

法附則3条1項

特例退職被保険者の保険者は、特定健康保険組合のみである。

2組合の設立 🖺

1 任意設立(法11条、法12条、法13条、令1条の2)

- I 1又は2以上の適用事業所について常時700人以上の被保険者を 使用する事業主は、当該1又は2以上の適用事業所について、健康 保険組合を設立することができる。
- Ⅲ 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時3,000人以上でなければならない。H29-選目

- 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、 健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者 の2分の1以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を 受けなければならない。
- IV 2以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、Ⅲの同意は、各適用事業所について得なければならない。
- V 第31条第1項の規定による認可 [任意加入の認可] の申請と同時 に健康保険組合の設立の認可の申請を行う場合にあっては、Iから Ⅳ中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、 「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

概要

事業主が単独で設立する健康保険組合を**単一組合**、2以上の事業主が共同して設立する健康保険組合を**総合組合**といい、それぞれの設立の要件をまとめると、次表の通りとなる。

	被保険者数	同意	認可
単一組合	常時700人以上	タ東紫ボゴレに始	
	合算して 常時 3,000人 以 上	各事業所ごとに被 保険者の1/2以上 の同意	規約を作成し、 厚生労働大 臣の<mark>認可</mark>を受ける

・厚生労働大臣に対して行う健康保険組合の設立の認可の申請は、設立しようと する健康保険組合の主たる事務所を設置しようとする地を管轄する地方厚生局 長等を経由して行うものとする。

Check Point!

□ 健康保険組合の設立の認可に係る厚生労働大臣の権限は、機構や地方厚 生局長等に委任されていない。 | H27-7 | (法204条、則3条2項、則159条)

2 強制設立(法14条)

I **厚生労働大臣**は、**1又は2以上**の**適用事業所**(第31条第1項の規

定によるもの [任意適用事業所] を除く。) について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ずることができる。

Ⅱ Iにより健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、 その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

Check Point!

- □ 任意適用事業所の事業主に対して、厚生労働大臣が健康保険組合の設立 を命ずることはできない。なお、上記Iの「政令」は、現在未制定であ る。
- 参考健康保険組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなくて厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかったときは、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の2倍に相当する金額以下の過料に処せられる。 R2-7D (法218条)

3 組合の成立 (法15条、令3条1項) 📉

- I 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。
- II 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、 健康保険組合の設立の認可があったときは、速やかに、規約を公告 しなければならない。

Check Point!

□ 健康保険組合が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、健康保 険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務 を行う。 (令5条)

4 規約(法16条) 🏗

**

- I 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければ ならない。
 - i 名称

- ii 事務所の所在地
- iii 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
- iv 組合会に関する事項
- v **役員**に関する事項
- vi 組合員に関する事項
- vii 保険料に関する事項
- viii 準備金その他の財産の管理に関する事項
- ix 公告に関する事項
- x iからixに掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
- Ⅱ Ⅰの規約の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。) は、**厚生労働大臣の認可**を受けなければ、**その効力を生じない**。
- Ⅲ 健康保険組合は、Ⅱの厚生労働省令で定める事項に係る規約の変 更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければ ならない。旧24-41

Check Point!

□「事務所の所在地」、「健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地」等の変更については、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出ることで足りる。 (則6条)

問題チェック H24-4エ

健康保険組合は、規約に定めてある<u>事務所の所在地を変更</u>したときは、遅滞なく、 厚生労働大臣に届け出て認可を受けなければならない。

解答】X

法16条2項、3項、則6条1号

設問の場合には、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

5 組合員 (法17条) 🚻

* * *

I 健康保険組合が設立された適用事業所(以下「設立事業所」という。)の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健

康保険組合の組合員とする。

Ⅱ Ⅰの被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなったときであっても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

Check Point!

- □ 健康保険組合が成立した場合、組合設立に同意しなかった被保険者も組 合員となる。
- □ 特定健康保険組合の場合は、被保険者は、設立事業所に使用されなくなったときであっても、特例退職被保険者であるときは、なお当該特定健康保険組合の組合員とされる。 (法附則3条6項)

6 役員

(法21条1項、法22条1項、3項、4項) 🚻

 $\star\star\star$

- I 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。
- Ⅱ 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。
- Ⅲ 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康 保険組合の業務を執行することができる。
- IV 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

概要

健康保険組合においては、**理事**によって構成される**合議体**である**理事会**が、その執行機関となる。

Check Point!

- □ 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。 R元-1C (法21条2項)
- □ 理事のうち1人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。 R元-IC (法21条3項)

監事は、	組合会において、	設立事業所の)事業主の選定	とした組み	合会議員及
び被保険	食者である組合員 <i>0</i>	0互選した組合	会議員のうち	うから、	それぞれ1
人を選挙	≛する 。				(法21条4項)

╏ □ 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

(法21条5項)

・業務の決定

健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。 (法22条2項)

7組合会(法18条1項、2項) 🗓

 $\star\star$

- I 健康保険組合に、組合会を置く。
- Ⅱ 組合会は、組合会議員をもって組織する。

Check Point!

□ 健康保険組合には、議決機関として、組合会が置かれている。

1. 組合会議員の定数等

組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。 (法18条3項)組合会議員の定数については、組合会の議決が理事の意向によって影響を受けることのないよう、理事定数の2倍を超える数にするものとし、その上で、組合員 (特定健康保険組合にあっては、特例退職被保険者たる組合員を含む)の意思が適正に反映されるよう定めるものとされている。 (健保組合事業運営基準)

2. 組合会議員の任期

組合会議員の任期は、**3年を超えない**範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (令6条)

3. 組合会の議決事項

次の事項については、組合会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

- (2) 収入支出の予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他規約で定める事項

(法19条)

4. 組合会の権限

- (1) 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。
- (2) 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、(1)の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。 (法20条)

8 組合会の招集 (令7条1項~3項) 🌃

53

- I 組合会は、理事長が招集する。組合会議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から20日以内に組合会を招集しなければならない。R2-8C
- Ⅲ 理事長は、規約で定めるところにより、毎年度1回通常組合会を 招集しなければならない。
- **Ⅲ 理事長**は、**必要があるとき**は、**いつでも**臨時組合会を招集することができる。

会計年度及び予算の届出等

(令15条、令16条1項) A

+++

- I 健康保険組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、事業開始の初年度にあっては、事業開始の日に始まり、翌年(事業開始の日が1月1日以降3月31日以前であるときは、その年)の3月31日に終わる。
- Ⅱ 健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。旧24-47

Check Point!

□ 健康保険組合が作成した各年度の収入支出の予算は、当該年度開始前に 厚生労働大臣に届け出なければならない。

参考 (事業状況の報告)

健康保険組合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を<mark>翌月20日</mark>までに管轄地方厚生局長等に報告しなければならない。 | **H25-選A** (則14条)

(重要な財産の処分)

健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 (令23条)

(報告書の提出)

健康保険組合は、毎年度終了後6月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。 **H24-4オ**

(令24条1項)

10 準備金 (令46条2項、令附則5条) 📉

 $\star\star\star$

健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(被保険者又はその被扶養者が法第63条第3項第3号に掲げる組合開設の病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。)の1事業年度当たりの平均額の12分の3(当分の間12分の2)に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

Check Point!

□ 組合の準備金の積立額の基準は、医療給付費相当分については3箇月 (当分の間2箇月)分、後期高齢者支援金等相当分については1箇月分と されている。

11 組合債 (令22条) 🚻

 $\star\star$

- I 健康保険組合は、組合債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。[H30-57] [R3-7A]
- Ⅱ **健康保険組合**は、I ただし書の厚生労働省令で定める**軽微な変更** をしたときは、**遅滞なく**、その旨を**厚生労働大臣**に届け出なければならない。 H30-57

Check Point!

- □ 認可を要しない軽微な変更として厚生労働省令で定める事項は、次のとおりである。 R3-7A
 - (1) 組合債の金額(減少に係る場合に限る)
 - (2) 組合債の利息の定率(低減に係る場合に限る)

(則11条)

12 合併、分割及び解散 (法23条1項、法24条1項、 2項、法26条1項、2項) XX

- I 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。H25-3A
- Ⅲ 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。H30-1Ⅰ
- Ⅲ 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。
- IV 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。
 - i 組合会議員の定数の4分の3以上の多数による組合会の議決
 - ii 健康保険組合の事業の継続の不能
 - iii 厚生労働大臣の解散の命令

V 健康保険組合は、IV i 又は ii に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

概要

合併・分割・解散の要件をまとめると、次の通りとなる。

	要件			
合併	組合会議員の定数の 4分の3 以上			
分割	の多数による組合会の議決	厚生労働大臣の		
		認可		
解散	組合の事業の継続の不能			
	厚生労働大臣による解散命令			

Check Point!

□ 全国健康保険協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。 | H29-1D (法26条4項)

参考

参考 (合併の場合の権利義務の承継)

合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅 した健康保険組合の権利義務を承継する。 (法23条3項)

(分割の場合の権利義務の承継)

分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継するが、当該承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。(法24条5項、6項)

(設立事業所の増減)

(債務完済のための費用負担の求め)

- 1. 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、**設立事業所の事業主**に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。 **H25-3D R3-41** (法26条3項)
- 2. 1.の規定により設立事業所の事業主に負担することを求めることができる費用の額は、債務を完済するために要する費用の全部に相当する額とする。ただし、破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、**厚生労働大臣の承認を得て**、これを減額し、又は免除することができる。 (法26条3項、令27条)

13 指定健康保険組合による健全化計画の 作成(法28条)

- I 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で 定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの (以下「指定健康保険組合」という。) は、政令で定めるところによ り、その財政の健全化に関する計画(以下「健全化計画」という。) を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更 しようとするときも、同様とする。H30-4A
- I の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。[H27-74] [H30-4A]
- 厚生労働大臣は、Iの承認を受けた指定健康保険組合の事業及び 財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認める ときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化 計画の変更を求めることができる。

趣旨

平成12年の法改正により、財政窮迫状態にある健康保険組合に対し、解散も含めた重点的な指導を行うための指定制度が創設された(平成13年1月1日施行)。

Check Point!

健全化計画は、	厚生労働大臣の)指定の日の属す	る年度の翌年度	を初年度
とする3箇年間	の計画とする。	H25-選C	(令30条1項)

- 参考健全化計画の記載事項は、次の通りである。 (1)事業及び財産の現状
 - (2)財政の健全化の目標
 - (3)(2)の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額 (令30条2項)

14 監督 (法7条の38,1項、法7条の39,1項、法29条) 12

**

- I **厚生労働大臣**は、健康保険組合について、必要があると認めると きは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員 をして健康保険組合の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若し くは実地にその状況を検査させることができる。
- **厚生労働大臣**は、Iの規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、健康保険組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他健康保険組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は健康保険組合の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、健康保険組合又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- Ⅲ 健康保険組合がⅡの規定による命令に違反したとき、又は第28条第2項 [健全化計画に従った事業運営] の規定に違反した指定健康保険組合、同条第3項 [健全化計画の変更] の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

H27-7オ

Check Point!

- □ 上記Ⅲの政令で定める指定健康保険組合は、次の通りである。
 - (1) 厚生労働大臣が指定する期日までに健全化計画の承認を申請しない 指定健康保険組合
 - (2) 健全化計画の承認を受けることができない指定健康保険組合 (令31条)

・解任命令

健康保険組合又はその役員が上記Ⅱの是正・改善命令に違反したときは、厚生 労働大臣は、当該健康保険組合に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全 部又は一部の解任を命ずることができ、健康保険組合が当該解任命令に違反した ときは、当該解任命令に係る役員を解任することができる。

(法7条の39.2項、3項、法29条1項)

15 健康保険組合連合会

(法184条1項、2項、法185条) 📙

 $\star\star$

- I 健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組 合連合会を設立することができる。
- Ⅱ 健康保険組合連合会は、法人とする。
- Ⅲ 健康保険組合連合会を設立しようとするときは、規約を作り、厚 生労働大臣の認可を受けなければならない。
- IV **健康保険組合連合会は、設立の認可を受けた時**に成立する。
- V 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、組合員である被保険者の 共同の福祉を増進するため必要があると認めるときは、健康保険組 合連合会に加入することを命ずることができる。

概要

健康保険組合連合会は、健康保険組合の医療に関する給付等の財源の不均衡を調整するため、会員である健康保険組合に対し交付金の交付事業を行っている(第3章第2節 **6** 「調整保険料」を参照)。

なお、健康保険組合連合会の規約の変更、厚生労働大臣の監督等に関して は、健康保険組合の規定が準用される。 (法188条)

第 1 章 第3節

適用事業所

強制適用事業所及び任意適用事業所

- 1 強制適用事業所
- 2 任意適用事業所
- 3 一括適用事業所

② 適用事業所に関する届出

- ① 新規適用事業所の届出
- ② 事業主の氏名等の変更の届出
- 3 事業主の変更の届出
- 4 事業主の代理人選任の届出
- ⑤ 適用事業所に該当しなくなった場合の 届出



強制適用事業所及び 任意適用事業所

1 強制適用事業所 (法3条3項) ₩

健康保険法において「適用事業所」とは、次の i ii のいずれかに該 当する事業所をいう。

- i 適用業種である事業の事業所であって、常時5人以上の従業員 を使用するもの
- ii i に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの R元-4ア

概要

適用事業所には、法律上当然に健康保険の適用を受けるもの(**強制適用事業所**)と、所定の要件を満たし厚生労働大臣の認可を受けることにより適用を受けるもの(**任意適用事業所**)の2種類がある。

強制適用事業所と任意適用事業所の範囲は、次表の通りである。

業種等	適用業種		非適用業種		
規模	国、地方公共団体 又は法人	個人	国、地方公共団体 又は法人	個人	
常時5人以上	0	0	0	0	
常時1人以上5人未満	0	0	0	0	

◎…強制適用事業所 ○…任意適用事業所

Check Point!

- □ 個人事業で常時使用労働者数が5人未満であれば、業種を問わずに任意 適用となる。
- □ 個人事業で常時使用労働者数が5人以上の場合には、非適用業種である場合に任意適用となる。

1. 適用業種

健康保険の**適用業種**となる事業は、次の事業である。

- (1) 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業(工場、作業所等)
- (2) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその進備の事業
- (3) 鉱物の採掘又は採取の事業
- (4) 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- (5) 貨物又は旅客の運送の事業
- (6) 貨物積卸しの事業(船舶、波止場、停車場等における貨物の積込み、積卸 し等)
- (7) 焼却、清掃又はとさつの事業
- (8) 物の販売又は配給の事業 (小売・卸売業等)
- (9) 金融又は保険の事業
- (10) 物の保管又は賃貸の事業(倉庫、貸家、貸室、貸本、貸衣装等)
- (11) 媒介周旋の事業(取引の代理等の代理業、証券業、プレイガイド等)
- (12) 集金、案内又は広告の事業
- (13) 教育、研究又は調査の事業
- (14) 疾病の治療、助産その他医療の事業
- (15) 通信又は報道の事業
- (16) 社会福祉法に定める**社会福祉事業**及び更生保護事業法に定める**更生保護事** (法3条3項各号)
- 参考社会福祉事業に該当するのは、生活保護法にいう救護施設、児童福祉法にいう乳児院や母子生活支援施設、障害者総合支援法にいう障害者支援施設などを経営する事業等である。
 (社会福祉法2条)

2. 非適用業種

健康保険の**非適用業種**となる事業は、次の事業である。

- (1) **農林業、水産業、畜産業等の第1次産業**の事業
- (2) 理髪店、美容店、エステティックサロン等の理容・美容の事業
- (3) 映画の製作又は映写、演劇、その他興行の事業
- (4) **旅館**、料理店、飲食店等の**接客娯楽**の事業
- (5) 弁護士、弁理士、公認会計士、**社会保険労務士**、税理士等の法務の事業
- (6) 神社、寺院、教会等の**宗教**の事業 (昭和25.9.22保文発2414号)

3. 事業所

事業所とは、工場、事業場、店舗その他事業の行われる一定の場所をいう。

(昭和18.4.5保発905号)

4. 5人以上の計算

従業員の員数の算定においては、被保険者となるべき者だけでなく、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者であっても当該事業所に常時使用される者についてはこれを算入する。 **H24-2C** (同上)

5. 法人

法人は、公法人たると、私法人たると、非営利法人たると、営利法人たると、 社団法人たると、財団法人たるとを問わない。 (同上)

6. 外国人経営の事業所

外国人経営の事業所でも所定の要件に該当すれば健康保険が適用される。

(昭和23.10.2保険発82号)

問題チェック H24-2C

健康保険法では常時5人以上の従業員を使用している事業所を適用事業所としているが、事業所における従業員の員数の算定においては、当該事業所に常時雇用されている者であっても、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者は除かれる。

【解答】<mark>X</mark>

法 3 条 3 項 1 号、昭和18.4.5保発905号

設問の員数の算定においては、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者であっても、当該事業所に常時雇用されているものは含まれる。

問題チェック R元-47

代表者が1人の<u>法人の事業所</u>であって、代表者以外に従業員を雇用していないものについては、適用事業所とはならない。

解答X

法3条3項2号、昭和24.7.28保発74号

常時1人以上の従業員を使用する法人の事業所は適用事業所となるが、法人の代表者であっても、法人から労務の対償として報酬を受けている場合には、その法人に使用される者として被保険者となるため、設問の事業所については適用事業所となり得る。

2任意適用事業所 📉

1 任意適用事業所の認可(法31条)

 $\star\star\star$

- I **適用事業所以外**の事業所の事業主は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。
- Ⅱ Ⅰの認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該 事業所に使用される者(被保険者となるべき者に限る。)の2分の1 以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

概要

任意適用事業所の認可の申請は、健康保険任意適用申請書を機構又は地方 厚生局長等に提出することによって行うものとされ、この場合において、健 康保険の任意適用の認可と同時に厚生年金保険の任意適用の認可を受けよう とする場合(両保険に加入する場合)は、当該任意適用申請書にその旨を付 記しなければならない。

また、当該任意適用申請書には、被保険者となるべき者の**2分の1以上**の**同意**を得たことを**証する書類を添付**しなければならない。 (則21条1項、3項)

Check Point!

□ 労働保険(労災保険・雇用保険)の場合と異なり、使用労働者の過半数 又は2分の1以上の希望があっても、社会保険(健康保険・厚生年金保 険)の加入の申請を行う必要はない。 H24-8A

・認可の効果

その使用される事業所が**適用事業所となった日**に、健康保険法の適用を受けることについて**不同意であった者も含めて**、その事業所に使用される者で法第3条第1項の規定による適用除外に該当する者以外の者は、すべて被保険者の資格を取得する。 (法31条、法35条)

日本にある外国公館については、当該外国公館が健康保険法及び厚生年金保険法の事業主となり、保険料の納付、資格得喪届の提出等健康保険法及び厚生年金保険法の事業主としての諸義務を遵守する旨の覚書が取り交わされることを条件として、任意適用の認可をし、その使用する日本人並びに派遣国官吏又は武官ではない外国人(当該派遣国の健康保険又は厚生年金保険に相当する保障を受ける者を除く。)に両法を適用して被保険者として取り扱うことができる。 H24-2E | H28-1ウ (昭和30.7.25発保123号の2)

問題チェック H24-8A

従業員が15人の個人経営の理髪店で、被保険者となるべき者の2分の1以上が希望した場合には、事業主に速やかに適用事業所とするべき義務が生じる。

解答 × 法31条

被保険者となるべき者からの希望がある場合でも、事業主に適用事業所とすべき 義務は生じない。

Advice

労災保険及び雇用保険とは異なる点に注意!

2 擬制(法32条)

 $\star\star\star$

適用事業所が、法第3条第3項各号[強制適用事業所の要件]に該当しなくなったときは、その事業所について第31条第1項[任意適用]の認可があったものとみなす。

概要

強制適用事業所が、使用労働者数の減少や業種変更などにより強制適用の要件を欠くに至った場合は、自動的に(=任意加入の申請を行わなくても)任意適用の認可があったものとみなされる。H27-5A

問題チェック H17-2A

適用事業所が、強制適用事業所の要件に該当しなくなり、任意適用の認可を受けようとするときは、被保険者となるべき従業員の2分の1以上の同意を得たことを証する書類を添付した任意適用申請書を提出しなければならない。

と 解答 X 法32条

設問の場合は、自動的に任意適用の認可があったものとみなされるため、手続きは不要である。

3 任意適用事業所の取消し(法33条)

 $\star\star\star$

- I 第31条第1項の事業所 [任意適用事業所] の事業主は、厚生労働 大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることがで きる。H28-14 R2-10C
- Ⅱ Ⅰの認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該 事業所に使用される者(被保険者である者に限る。)の4分の3以上 の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

H28-11 R2-10C

概要

任意適用事業所の取消しの認可の申請は、健康保険任意適用取消申請書を 機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとされ、この場合 において、健康保険の任意適用取消しの認可と同時に厚生年金保険の任意適 用取消しの認可を受けようとする場合は、当該任意適用取消申請書にその旨 を付記しなければならない。

また、当該任意適用取消申請書には、被保険者の4分の3以上の同意を得たことを**証する書類を添付**しなければならない。 (別22条)

・認可の効果

厚生労働大臣の**認可のあった日の翌日**に、任意適用事業所の取消しに**不同意であった者も含めて**、すべて被保険者の資格を喪失する。 (法36条4号)

3 一括適用事業所 (法34条) 🎇

- I 二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。
- Ⅱ Ⅰの<mark>承認</mark>があったときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業 所でなくなったものとみなす。

概要)

「当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす」とは、一括の結果、全体を一の適用事業所とみなすということであり、例えば、一括適用事業所として承認された会社内で、A県の事業所からB県の事業所に被保険者が転勤した場合であっても、被保険者資格の得喪の問題は生じないということである。

参考

参考(本社管理による社会保険事務の実施)

一括適用事業所の承認を受けるためには、適用事業所に使用される全ての被保険者の人事 や給与等に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、社会保険への届出 を電子媒体により行えることが必要である。また、本社採用の者と支社採用の者の人事管 理がそれぞれ別に行われているような場合は、一括適用事業所の承認を受けることはできない。

ただし、一括適用事業所の承認を受けられない事業所であっても、人事や給与等を一括管理している一部の者については、本社の被保険者とすることができる(本社管理の取扱い)。 (平成18.3.15庁保険発0315002号)



適用事業所に関する 届出

① 新規適用事業所の届出

(則19条1項、2項) 🛣

- I 初めて法第3条第3項[強制適用事業所]に規定する適用事業所 となった事業所の事業主は、当該事実があった日から5日以内に、 一定の事項を記載した届書を厚生労働大臣(機構)(初めて適用事業 所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適 用事業所としようとするときは、健康保険組合)に提出しなければ ならない。[H24-10C]
- Ⅱ Ⅰの規定により**厚生労働大臣**(機構)に届書を提出する事業所 (協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。)の事業主が、当該 届書に併せて、徴収法の規定による保険関係成立届(有期事業、労 働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二 元適用事業に係るものを除く。)又は雇用保険法施行規則の規定によ る適用事業所設置届を提出するときは、事業所の所在地を管轄する 労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)又は事 業所の所在地を管轄する公共職業安定所長(以下「所轄公共職業安 定所長」という。)を経由して提出することができる。

・付記等

当該事業所が同時に初めて厚生年金保険の強制適用事業所となったときは、上 記の届書(新規適用届)にその旨を付記しなければならない。また、届書を提出 する際には、被保険者資格取得届(被扶養者がある場合はさらに被扶養者届)も 提出することになる。



- 1. 新規適用届の記載事項は、次の通りである。
 - (1)事業主の氏名又は名称及び住所
- (2)事業所の名称、所在地及び事業の種類
- (3)事業主が法人であるときは、次に掲げる事項
 - ①法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)又は**会社法人等番号**(商業登記法第7条に規定する会社法人等番号をいう。)

- ②事業所が**法人**の本店又は主たる事業所であるか否かの別
- ③**内国法人**(国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下この③において同じ。)又は**外国法人**(**内国法人**以外の法人をいう。)の別

(4)事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

(則19条1項各号)

- 2. 厚生労働大臣は、第19条第1項[新規適用事業所の届出]の規定による届書を提出した事業主及び法第31条第1項[任意適用事業所の認可]の規定による認可を受けた事業主の事業所(協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。)に係る名称及び所在地、特定適用事業所であるか否かの別等一定の事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。 [H29-5C] (則159条の10,1項)
- 3. 次の①~④に掲げる届書については、届出契機がそれぞれ同一であることから、同一の契機で届出を要する届書の届出先を経由して届出できるものとする。また、③及び④に掲げる届書については、当該経由を行う場合に用いる統一様式が設けられている(令和2年1月1日施行)。
 - ①健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条に基づく新規適用届、雇用保険法第7条に基づく適用事業所設置届並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2に基づく労働保険関係成立届(有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除く。)
 - ②健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条に基づく適用事業所全喪届並びに雇用保険法第7条に基づく適用事業所廃止届
 - ③健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条に基づく資格取得届並びに雇用保険法 第7条に基づく資格取得届
 - ④健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条に基づく資格喪失届並びに雇用保険法 第7条に基づく資格喪失届
 - なお、①から④に掲げる届書のうち、健康保険法第48条に基づく届書は、全国健康 保険協会が管掌する健康保険に係る届書に限る。
- 4. 上記 I の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類 [厚生労働大臣(当該届書を健康保険組合に提出する場合にあっては、健康保険組合) が必要と認めるものに限る。]を添付しなければならない。 (則19条3項)

2 事業主の氏名等の変更の届出

(則30条1項) 👸

5.5

事業主は、その氏名若しくは名称若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、第19条第1項第3号(① ● 1.(3)) に掲げる事項又は同項第4号(① ● 1.(4)) に掲げる事項に変更があったときは、5日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣(機構)又は健康保険組合に提出しなければならない。

- i 事業所の名称及び所在地
- ii 変更前の事項及び変更後の事項並びに変更の年月日

・付記

協会管掌健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の事業 主であるときは、上記の届書(適用事業所所在地・名称変更届)にその旨を付記 しなければならない。

参考上記の届書には、登記事項証明書その他の上記 ii に掲げる事項を証する書類(厚生労働大臣又は健康保険組合が必要と認めるものに限る。)を添付しなければならない。

(則30条2項)

3 事業主の変更の届出 (則31条) 間

事業主に変更があったときは、変更後の事業主は、5日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣(機構)又は健康保険組合に提出しなければならない。 H28-6E

- i 事業所の名称及び所在地
- ii 変更前の事業主及び変更後の事業主の氏名又は名称及び住所
- iii 変更の年月日

• 付記

協会管掌健康保険の被保険者の事業主と同時に厚生年金保険の被保険者の事業 主の変更をするときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

4 事業主の代理人選任の届出 (則35条) 間

**

事業主は、法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項に つき代理人をして処理させようとするとき、又は代理人を解任したと きは、あらかじめ、文書でその旨を厚生労働大臣(機構)又は健康保 険組合に届け出なければならない。

付記

事業主が厚生年金保険の被保険者を使用する事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

5 適用事業所に該当しなくなった場合の届出

(則20条1項、2項) 🛣

- I 適用事業所の事業主は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、第22条 [任意適用事業所の取消しの申請] の規定により申請する場合を除き、当該事実があった日から5日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣(機構)又は健康保険組合に提出しなければならない。旧24-100
 - i 事業主の氏名又は名称及び住所
 - ii 事業所の名称及び所在地
 - iii 適用事業所に該当しなくなった年月日及びその理由
- Ⅱ Ⅰの規定により**厚生労働大臣**(機構)に届書を提出する事業所 (協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。)の事業主が、当該 届書に併せて、雇用保険法施行規則の規定による**適用事業所廃止届** を提出するときは、**所轄公共職業安定所長**を経由して提出すること ができる。

・付記等

協会管掌健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の事業 主であるときは、上記の届書(適用事業所全喪届)にその旨を付記しなければな らない。

また、当該全喪届には、登記事項証明書その他の適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。 (則20条)

厚生労働大臣は、第20条第1項[適用事業所に該当しなくなった場合の届出]の規定による届書を提出した事業主及び法第33条第1項[任意適用事業所の取消しの認可]の規定による認可を受けた事業主の事業所(協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。)に係る名称及び所在地等一定の事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。 (則159条の10,2項)

第2章

被保険者等

1 一般の被保険者等

- ① 被保険者の種類
- 2 一般の被保険者
- ③ 適用除外-1
- ④ 適用除外-2 短時間労働者に対する 適用
- 5 共済組合の組合員に関 する特例
- 6 事業主の届出義務
- 一般の被保険者の 資格取得
- 8 一般の被保険者の 資格喪失

2 任意継続被保険者等

- ① 任意継続被保険者
- 2 特例退職被保険者

3 被扶養者

- ① 被扶養者の範囲
- ② 生計維持関係の認定
- 3 同一世帯関係

☑ 資格の得喪の確認及び 届出等

- 資格の得喪の確認
- 2 通知
- 3 被保険者に関する届出

5 被保険者証等

- 1 被保険者証
- 2 被保険者資格証明書
- ③ 高齢受給者証



一般の被保険者等

● 被保険者の種類

(法3条1項、法附則3条6項) 🛣

* * *

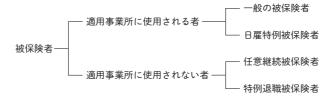
健康保険法において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者、 任意継続被保険者及び特例退職被保険者をいう。

概要

健康保険の被保険者には、適用事業所に使用される者である一般の被保険者及び日雇特例被保険者のほか、適用事業所に使用される者ではない任意継続被保険者及び特例退職被保険者の計4種があり、健康保険では要件に該当する限り、国籍、年齢、住所などに関係なく被保険者となる。

(平成4.3.31保険発38号、庁文発1244号)

■被保険者の種類



なお、本書においては、以後、日雇特例被保険者以外の適用事業所に使用 される被保険者を総称して、一般の被保険者と表記し、任意継続被保険者と 特例退職被保険者に共通する規定については、「任意継続被保険者及び特例 退職被保険者」あるいは「任意継続被保険者又は特例退職被保険者」と表記 する。

また、本来であれば「被保険者(日雇特例被保険者を除く)」と表現すべきところを「被保険者」としている。この関係で本来であれば「被保険者」と表現するところは「被保険者(日雇特例被保険者を含む)」と表現している。

2 一般の被保険者 📉

 $\star\star\star$

一般の被保険者となるのは、適用事業所に「使用される」と認められる者である。ここで使用される者とは、事実上の使用関係がある者のことをいい、はっきりした**法律上の雇用関係の存否は絶対的な条件ではなく**、使用関係を認定する参考となるに過ぎない。したがって、単に名目的な雇用契約があっても事実上の使用関係がない場合は「使用される者」とはならない。

Check Point!

□ 個人事業主については、使用される者とはみなされないので被保険者とならない。(H29-5B)

1. 法人の役員

法人の理事、監事、取締役、代表社員、無限責任社員等のいわゆる代表者又は 業務執行者で法人から労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用され る者として被保険者の資格を取得する。 (昭和24.7.28保発74号)

2. 登録型派遣労働者

労働者派遣事業(労働者派遣法第2条に規定する労働者派遣事業をいう)の事業所に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者(以下「登録型派遣労働者」という)の被保険者資格の取扱いについては、派遣就業に係る一の雇用契約の終了後、最大1月以内に、同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業に係る次回の雇用契約(1月以上のものに限る)が確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格は喪失させないこととして差し支えないこととされている。(平成27.9.30保保発0930第9号、年管管発0930第11号)

3. 労働者派遣事業の派遣労働者

労働者派遣事業を営む法人事業所に使用される派遣労働者が別の法人事業所に派遣された場合、当該派遣労働者はその派遣先事業所への派遣期間にかかわらず、派遣元事業所の健康保険の適用を受ける。 H24-2B

4. 労働組合専従者

被保険者が、雇用又は使用される事業所の労働組合の専従役職員となりその職

務に従事するときは、従前の事業主との関係では被保険者資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となる。H25-9A R3-5B

(昭和24.7.7職発921号)

5. 実習・見習職員

卒業後就職予定先の事業所で職業実習を行う者は、事実上の就職と解されれば 被保険者とする。 (昭和16.12.22社発1580号)

6. 試みの使用期間中の者

長期の予定で適用事業所に雇用された者が、当初の一定期間を試用期間とされた場合であっても、最初に雇用された日に被保険者となる。[H26-10D] [R2-9E]

(昭和13.10.22社庶229号)

参考 (外国人に対する適用)

適法に就労する外国人に対しては、短時間就労者も含めて日本人と同様の取扱いをするものである。 (平成4.3.31保険発38号、庁文発1244号)

(短時間正社員に対する適用)

- (1)短時間正社員について
 - ①本通知でいう短時間正社員は、「他のフルタイムの正規型の労働者と比較し、その所定労働時間が短い正規型の労働者であって、(ア)期間の定めのない労働契約を締結しているものであり、かつ、(イ)時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等であるもの」であること。
 - ②当該短時間正社員に係る、労働契約、就業規則及び給与規程等において、上記①の 内容を踏まえた規定が明確になされていること。
- (2)短時間正社員に係る健康保険の適用について
 - ①短時間正社員に係る健康保険の適用に当たっては、当該事業所の就業規則等における短時間正社員の位置づけを踏まえつつ、労働契約の期間や給与等の基準等の就労 形態、職務内容等を基に判断するものであること。
 - ②具体的には、(ア)労働契約、就業規則及び給与規程等に、短時間正社員に係る規定があること、(イ)期間の定めのない労働契約が締結されていること、(ウ)給与規程等における、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等である場合であって、かつ、就労実態も当該諸規程に則したものとなっていること、の3つが認められる場合は、健康保険の被保険者として取り扱う。H24-2D
 - ③なお、労働契約の期間や給与等の基準等の就労形態、職務内容等の基準等における フルタイムの正規型の労働者との同等性等について判断が困難な事案については、 保険局保険課に協議すること。 (平成21.6.30保保発0630001号)

③ 適用除外-1 (法3条1項1号~8号) 📉

次のiからviiiのいずれかに該当する者は、**日雇特例被保険者となる** 場合を除き、被保険者となることができない。

- i **船員保険の被保険者**(船員保険法に規定する疾病任意継続被保 険者を除く。)
- ii 臨時に使用される者であって、次に掲げるもの
 - **日々雇い入れられる者** (1月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- (ii) **2月以内の期間を定めて使用される者**(所定の期間を超えて 引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- iii 事業所で所在地が一定しないものに使用される者
- iv 季節的業務に使用される者(継続して4月を超えて使用される べき場合を除く。)
- v 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6月を超えて使用されるべき場合を除く。)
- vi 国民健康保険組合の事業所に使用される者 H26-57
- vii 後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律 第50条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに 該当する者で同法第51条 [適用除外]の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者 等」という。)
- viii **厚生労働大臣、健康保険組合**又は共済組合の承認を受けた者 (健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者で あるべき期間に限る。) [H28-10D]

趣旨

適用事業所に使用されている者であっても、就労状態が浮動的な者等については適用が困難であり、また、他の医療保険制度と重複する者については、二重適用とならないように健康保険の被保険者から除外している。

1. 船員保険の被保険者

「船員保険の被保険者」は船員保険から給付を受けるので、原則として健康保 険の被保険者としての適用を除外されている。ただし、疾病任意継続被保険者 (健康保険でいう任意継続被保険者のこと) については、適用を除外されない。

なお、船員保険の疾病任意継続被保険者が適用事業所に就職した場合には、原

則として、健康保険の一般の被保険者となり、**疾病任意継続被保険者**の資格を喪失する。

2. 臨時に使用される者で、日々雇い入れられる者

「臨時に使用される者で、日々雇い入れられる者」は、原則として、後述の日 雇特例被保険者としての適用を受け、一般の被保険者としての適用は受けない。 ただし、1月を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から、 一般の被保険者となる。

*** (1月を超えて引き続き使用される場合の公休日の取扱) 日日雇い入れられる者が、連続して1月間労務に服し、なお引き続いて労務に服したとき は一般の被保険者の資格を取得する。この場合、当該事業所の公休日は、労務に服したものとみなし、当該日数の計算に加える。 | H27-1A (昭和3.3.30保理302号)

3. 臨時に使用される者で、2月以内の期間を定めて使用される者

「臨時に使用される者で、2月以内の期間を定めて使用される者」は、原則として、日雇特例被保険者としての適用を受け、一般の被保険者としての適用は受けない。ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から、一般の被保険者となる。

参考 (休業のまま所定の雇用期間を超えて使用関係が存続するとき) 60日間の期間を定めて雇用される者が、その期間中に負傷し休業のまま引き続き60日を超えて使用関係が存続するときは、61日目から一般の被保険者の資格を取得するが、将来労務に服することができず、単に健康保険の給付を受けるために使用関係を継続する場合は、一般の被保険者の資格を取得しない。 (昭和5.8.6保規344号)

4. 事業所で所在地が一定しないものに使用される者

「事業所で所在地が一定しないものに使用される者」は、当該事業所に長期に わたって使用されても、被保険者とはならない。**R2-3**I

参考 (事業所の所在地が一定しない事業) 事業所で所在地が一定しないものとは、巡回興行のような事業をいう。

(昭和18.4.5保発905号)

5. 季節的業務に使用される者

「季節的業務に使用される者」は、原則として、日雇特例被保険者としての適用を受け、一般の被保険者としての適用は受けない。ただし、当初から継続して4月を超えて使用される予定である場合は、その当初(使用されるに至った日)から一般の被保険者となる。

逆に、当初4月以内の期間使用される予定であったが、業務の都合等により、 たまたま継続して4月を超えて使用されるに至っても一般の被保険者とはならない。 **H25-9D R2-5ウ** (昭和9.4.17保発191号)



季節的業務とは、一地方特有のものであるか全国的のものであるかを問わず、季節によって行う業務はすべて包含する。 (昭和2.2.12収保124号)

(季節により繁閑の差のある事業)

需要の関係上季節により繁閑の差のある事業は季節的業務にはならないので、当該事業に 使用される者は一般の被保険者となる。 (昭和2.4.1保理1622号)

6. 臨時的事業の事業所に使用される者

「臨時的事業の事業所に使用される者」は、原則として、日雇特例被保険者としての適用を受け、一般の被保険者としての適用は受けない。ただし、当初から継続して6月を超えて使用される予定である場合は、その当初(使用されるに至った日)から一般の被保険者となる。逆に、当初6月以内の期間使用される予定であったが、業務の都合等により、たまたま継続して6月を超えて使用されるに至っても一般の被保険者とはならない。



参考 (臨時的事業の事業所)

臨時的事業の事業所とは、博覧会のように臨時的に開設される事業の事業所をいう。

(昭和18.4.5保発905号)

7. 国民健康保険組合の事業所に使用される者

「国民健康保険組合の事業所に使用される者」は、国民健康保険の適用を受けるので、健康保険の適用は受けない。

8. 後期高齢者医療の被保険者等

次の者は、後期高齢者医療の適用を受け、健康保険の適用は受けない。

- (1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者
- (2) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの
- 学 詳細は社会保険に関する一般常識の「高齢者の医療の確保に関する法律」において学習するが、上記8.の「後期高齢者医療の被保険者等」の「等」とは、次の①又は②に該当し、 高齢者医療確保法の適用を除外される者である。
 - ①生活保護法による保護を受けている世帯 (その保護を停止されている世帯を除く。) に属する者
 - ②①のほか、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で 定めるもの(日本国籍を有しない者であって在留資格のない者等)

(高齢者医療確保法51条)

9. 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者

国民健康保険制度の育成を図る趣旨から、国民健康保険の事業運営上必要な人物については、厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認により健康保険の被保険者から国民健康保険の被保険者に移行することが認められている。した

がって、これらの者は、健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限り、健康保険の適用を受けない。[H28-10D]

4 適用除外-2 短時間労働者に対する適用

(法3条1項9号、(24)法附則46条1項、12項) ื 🛣

 $\star\star\star$

- I 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下単に「通常の労働者」という。)の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下同じ。)又はその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、iからivまでのいずれかの要件に該当するものは、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。
 - i 1週間の所定労働時間が20時間未満であること。
 - ii 当該事業所に**継続して1年以上**使用されることが見込まれない こと。
 - iii 報酬(最低賃金法第4条第3項各号 [除外賃金] に掲げる賃金 に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。) について、厚生労働省令で定めるところにより、第42条第1項 [資格取得時決定] の規定の例により算定した額が、88,000円未満であること。H29-9プ [H30-8]
 - iv 学校教育法第50条に規定する**高等学校の生徒**、同法第83条に規 定する**大学の学生**その他の厚生労働省令で定める者であること。

R3-4オ

Ⅱ 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(健康保険法第3条 第3項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適 **用事業所を除く**。以下同じ。)に使用される i 又は ii に掲げる者であって同法第3条第1項各号 [適用除外] のいずれにも該当しないもの(以下「**特定4分の3未満短時間労働者**」という。)については、健康保険の被保険者としない。

- i その**1週間の所定労働時間**が同一の事業所に使用される**通常の** 労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者
- ii その**1月間の所定労働日数**が同一の事業所に使用される通常の 労働者の**1月間の所定労働日数**の**4分の3未満**である短時間労働 者
- Ⅲ 特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者(70歳未満の者のうち、厚生年金保険法第12条各号[適用除外]のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所をいう。

 H29-97

概要

1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3未満である短時間労働者であって、上記Iのiからivのいずれにも該当しないもの(4要件を満たす者)については、原則として、健康保険法が適用されることとなるが、これらの者が特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く)に使用される場合には、当分の間、健康保険法を適用しないこととされている。

Check Point!

□ 短時間労働者の適用要件をまとめると、次の通りとなる。 H25-2C

a 1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働 者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である短時間労働者 b 1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働 者の1月間の所定労働日数の4分の3以上である短時間労働者 YES NO 次のいずれにも該当する(4要件) 1 1 週間の所定労働時間が20時間以上である R2-1D R3-8ア 2 使用見込期間が **1 年以上**である **R3-8**イ 3 1月当たりの報酬が88,000円以上である 4 学校教育法に規定する生徒・学生等でない 要件 R3-4才 YES 特定適用事業所*に使用されている YES 事業主が任意! 国又は地方公 **井団体**の適用 特定適用事業 所の申出をし 事業所に使用 ている されている

次のいずれにも該当する(4分の3基準)

※ 同一の事業主の適用事業所に使用される特定労働者(70歳未満の者のうち、厚生年金保険の適用除外のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が1年間のうち6月間以上500人を超えることが見込まれる事業所をいう。

被保険者となる

YES

1. 特定適用事業所の該当の届出

初めて特定適用事業所となった適用事業所の事業主(事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主)は、当該事実があった日から**5日以内**に、一定の事項を記載した届書を厚生労働大臣(機構)又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣(機構)に提出する事業所が同時に初めて厚生年金保険の特定適用事業所となったときは、当該届書にその旨

を付記しなければならない。

2. 特定適用事業所が特定適用事業所に該当しなくなった場合

(1) 原則

特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定4分の3 未満短時間労働者については、4 II の規定(以下 4 において単に「適用除 外の規定」という。) は適用しない (被保険者の資格を喪失しない)。 H30-8イ

(2) 適用除外の規定の適用を受ける申出をした場合

(1)の適用事業所の事業主が、次の①②に掲げる場合に応じ、当該①②に定 める同意を得て、保険者等(全国健康保険協会が管掌する健康保険にあって は厚生労働大臣、健康保険組合が管堂する健康保険にあっては当該健康保険 組合をいう。以下同じ。)に当該特定4分の3未満短時間労働者について適 用除外の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、当該特定4分の3未満 短時間労働者 (健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。) は、当該申 出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。 H30-81 なお、当該申出は、厚生年金保険の同様の申出をすることができる事業主 にあっては、当該申出と同時に行わなければならない。

当該事業主の1又は2以上の適 用事業所に使用される4分の3以 上同意対象者の4分の3以上で組 織する労働組合があるとき

当該労働組合の同意

② ①に規定する労働組合がないと

- @又はDに掲げる同意
- a 当該事業主の1又は2以上の適 用事業所に使用される4分の3以 上同意対象者の4分の3以上を代 表する者の同意
- * ⑤ 当該事業主の1又は2以上の適
 - 用事業所に使用される4分の3以 上同意対象者の4分の3以上の同 意
- ・4分の3以上同意対象者とは、当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用 される厚生年金保険の被保険者及び70歳以上の使用される者をいう。

((24)法附則17条2項1号、46条2項~4項)

参考(特定適用事業所の不該当の申出)

1. 適用除外の規定の適用を受ける旨の申出(特定適用事業所の不該当の申出)は、一定 の事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとす る。この場合において、協会が管堂する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金

第2章 被保険者等

保険の被保険者の特定適用事業所であるときは、当該申出書にその旨を付記しなければならない。

2. 1.の申出書には、4分の3以上同意対象者の4分の3以上組織労働組合等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 (則23条の3)

3. 特定適用事業所以外の適用事業所の特例

(1) 適用除外の規定の適用を受けない旨の申出をした場合

特定適用事業所 (2.(1)により適用除外の規定が適用されない特定4分の3未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。) 以外の適用事業所の事業主は、次の①②に掲げる場合に応じ、当該①②に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者について適用除外の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

この場合、当該特定4分の3未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、適用除外の規定は、適用しない。

なお、当該申出は、厚生年金保険の同様の申出をすることができる事業主 にあっては、当該申出と同時に行わなければならない。

① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される2分の1以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき

当該労働組合の同意

② ①に規定する労働組合がないと

- @又は

 しに掲げる同意
- 割該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される2分の1以上同意対象者の過半数を代表する者の同意
- 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される2分の1以上同意対象者の2分の1以上の同意
- ・2分の1以上同意対象者とは、当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、70歳以上の使用される者及び特定4分の3未満短時間労働者をいう。 ((24)法附則17条5項1号、46条5項~7項)

参考 (任意特定適用事業所の申出)

- 1. 適用除外の規定の適用を受けない旨の申出(任意特定適用事業所の申出)は、一定の事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険の同様の申出を行うときは、当該申出書にその旨を併記しなければならない。
- 2.1.の申出書には、2分の1以上同意対象者の過半数組織労働組合等の同意を得たこと

を証する書類を添付しなければならない。

(則23条の3の3)

(2) 適用除外の規定の適用を受ける旨の申出をした場合

(1)の申出をした事業主は、次の①②に掲げる場合に応じ、当該①②に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者について適用除外の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

この場合、当該**特定4分の3未満短時間労働者**(健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が**受理された日の翌日**に、健康保険の被保険者の**資格を喪失**する。

なお、当該申出は、厚生年金保険の同様の申出をすることができる事業主 にあっては、当該申出と同時に行わなければならない。

① 当該事業主の1又は2以上の適 用事業所に使用される4分の3以 上同意対象者の4分の3以上で組 織する労働組合があるとき	当該労働組合の同意
② ①に規定する労働組合がないとき	 ②又は⑩に掲げる同意 ③ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上を代表する者の同意 ⑤ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される4分の3以上同意対象者の4分の3以上の同意

((24)法附則46条8項~10項)



- 1. 適用除外の規定の適用を受ける旨の申出(任意特定適用事業所の取消しの申出)は、 一定の事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うもの とする。この場合において、同時に厚生年金保険の同様の申出を行うときは、当該申出 書にその旨を併記しなければならない。
- 2. 1.の申出書には、4分の3以上同意対象者の4分の3以上組織労働組合等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 (則23条の3の4)

4. 被保険者の区別変更の届出

事業主は、被保険者に係る第26条の2第5号の区別(4分の3基準を満たしているか否かの区別)の変更があったときは、当該事実があった日から5日以内に、一定の事項を記載した届書(被保険者区分変更届)を厚生労働大臣(機構)

参考 (被保険者に係る区別の届出)

被保険者である短時間労働者については、定時決定時等において報酬支払の基礎となった 日数が 11 日以上ある月を算定の対象とする月とすることとされ、また、特定適用事業所 に該当するか否かを判断するにあたっては、被保険者(被保険者である4分の3基準を満 たしていない短時間労働者を除く。)の数により判定することとされていることから、被 保険者に係る短時間労働者であるかないかの区別を把握するための規定である。

5 共済組合の組合員に関する特例

(法200条、法201条、法202条) 🔼

 $\star\star\star$

I 国に使用される被保険者、地方公共団体の事務所に使用される被保険者又は法人に使用される被保険者であって共済組合の組合員であるものに対しては、健康保険法による保険給付は、行わない。

R元-3A

- **Ⅲ 共済組合の給付の種類**及び程度は、健康保険法の給付の種類及び程度以上であることを要する。
- **厚生労働大臣**は、共済組合について、必要があると認めるときは、 その事業及び財産に関する報告を徴し、又はその運営に関する指示 をすることができる。
- IV Iの規定により保険給付を受けない者に関しては、保険料を徴収しない。

Check Point!

□ 国又は地方公共団体の事務所に使用される者は、適用除外には当たらないため、法を適用する上では、健康保険の被保険者となる。

参考 (共済組合)

健康保険法において「共済組合」とは、法律によって組織された共済組合をいう。

(法3条10項)

(日本私立学校振興・共済事業団の適用)

健康保険法の適用については、日本私立学校振興・共済事業団は共済組合と、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者は共済組合の組合員とみなす。

(法附則6条)

6 事業主の届出義務

(法39条1項、法48条、法50条1項) B

 $\star\star$

- I 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該健康保険組合。以下本テキストにおいて単に「厚生労働大臣又は健康保険組合」という。)に届け出なければならない。
- Ⅱ 保険者等(厚生労働大臣又は健康保険組合)は、Ⅰの規定による 届出があった場合において、その届出に係る事実がないと認めると きは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

・保険者等

「保険者等」とは、原則として「**協会**が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては**厚生労働大臣、健康保険組合**が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該**健康保険組合**」をいう。協会管掌健康保険の場合、保険者は協会であるが、保険者等というときは、原則として協会ではなく厚生労働大臣を意味することになる。

参考法第164条第2項及び第3項 [保険料の繰上充当] における「保険者等」、法第180条第 1項、第2項及び第4項 [督促及び滞納処分] 並びに法第181条第1項 [延滞金] にいう 「保険者等」については異なる取扱いとなる。詳細は、第3章において述べる。

7 一般の被保険者の資格取得 ₩

1 資格取得の時期(法35条)

 $\star\star\star$

一般の被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は適用除外の規定に該当しなくなった日から、被保険者の資格を取得する。

1. 具体的な取得時期

一般の被保険者は、具体的には、次の日から、その資格を取得する。

第2章 被保険者等

- (1) 強制適用事業所又は任意適用事業所に使用されるに至った日
- (2) 使用されている事業所が新たに強制適用事業所になった日
- (3) 使用されている事業所が任意適用事業所になった日(任意加入の認可の あった日)
- (4) 適用事業所に使用されている適用除外者が、**適用除外の規定に該当しなく** なった日

2. 使用されるに至った日

「使用されるに至った日」とは、**事実上**の使用関係の発生した日をいい、勤務 すべき辞令が発せられた日や赴任又は着任した日と一致する必要はない。

H25-1D (昭和2.2.25保理983号、昭和3.7.3保発480号)

3. 資格取得届洩れ発見の場合

事業場調査をした場合に、資格取得届洩れが発見された場合は、すべて事実の日にさかのぼって資格取得させるべきものである。H25-1D H30-10C

(昭和5.11.6保規522号)

4. 当初から自宅待機とされた場合

新たに使用されることとなった者が、当初から自宅待機とされた場合の被保険 者資格については、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当等が支払われると きは、その休業手当等の支払の対象となった日の初日に被保険者の資格を取得す る。 [H26-7C] [R2-4E] (昭和50.3.29保険発25号、庁保険発8号)

5. 偽って資格を取得し保険給付を受けた場合

実質上の使用関係のない者が、偽って資格を取得し保険給付を受けた場合は、 その資格を取り消し保険給付に要した費用は返還させることとされている。

R2-5工 (昭和26.12.3保文発5255号)

6. 臨時又は試みに使用する場合

事業所の内規等により一定期間は臨時又は試みに使用するとか、雇用者の出入が頻繁で永続するか否か不明であるといった理由で資格取得を遅延させることはできない(雇入れの当初より被保険者となる)。 (昭和26.11.28保文発5177号)

2 被保険者資格取得届(則24条1項、2項)

 $\star\star\star$

- I 一般の被保険者の資格の取得に関する届出は、当該事実があった 日から5日以内に、健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保 険組合(一定の様式によるものである場合にあっては、機構)に提 出することによって行うものとする。
- Ⅱ Ⅰの規定により機構に提出する健康保険被保険者資格取得届(一定の様式によるものに限る。)は、**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**を経由して提出することができる。

・付記等

協会管掌健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第3種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

また、当該被保険者が被扶養者を有するときは、当該資格取得届に被扶養者届 を添付しなければならない。 (則24条1項、3項)

8 一般の被保険者の資格喪失 ₩

1 資格喪失の時期(法36条)



一般の被保険者は、次の i からiv のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に一般の被保険者の資格を取得するに至ったときは、その日)から、一般の被保険者の資格を喪失する。

- i **死亡**したとき。[H30-7E]
- ii その事業所に使用されなくなったとき。
- iii 適用除外の規定に該当するに至ったとき。
- iv 任意適用事業所の取消しの認可があったとき。

1. 転勤する場合の被保険者資格の取扱い

一括適用事業所としての承認を受けていない企業内で本店Aから、別の適用事業所である支店Bへ転勤した場合は、その事実があった日に、Aで被保険者資格を喪失し、Bで被保険者資格を取得することになる。 (大正15.12.1保発308号)

2. 嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱い H24-8C H26-厚10E R元-9ウ

同一の事業所において雇用契約上一日退職した者が1日の空白もなく引き続き 再雇用された場合には、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の 変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続し ているものであるから、被保険者の資格も継続する。

ただし、60歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるものについては、使用 関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者 資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこととされている。

(平成25.1.25保保発0125第1号)

3. 被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱い

有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合にお いても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次 の雇用契約又は仟用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上 の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断され る場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある。H26-厚9D

(平成26.1.17保保発0117第2号、年管管発0117第1号)

4. 工場の譲渡により事業主に変更があった場合

工場の譲渡により事業主に変更があった場合、旧事業主が事業に使用される被 保険者を解雇しなければ、被保険者はそのまま新事業主に使用されるので、資格 の取得及び喪失は生じない。 (昭和3.5.19保理1370号)

参考(使用されなくなったとき)

「使用されなくなったとき」とは、事実上も使用関係が存在しなくなった日、辞職の手続 を履行したと否とにかかわらず**現実に**業務に使用されない状態におかれた日をいう。

(昭和3.7.3保発480号、昭和2.1.25保理366号)

(事実上の使用関係のない場合)

雇傭契約は存続していても、事実上の使用関係がないものについては、被保険者資格を喪 (昭和25.4.14保発20号) 失させる。

(休職)

休職の場合の取扱いについては、休職期間中に給与の支給がなされている場合又は病気休 職等により一時的に給与の支払が停止されているに過ぎない場合は資格を存続させるが、 休職中給与が全然支給されない場合で、名義は休職であっても実質は使用関係の消滅とみ られる場合においては資格を喪失させる。

(昭和624保発59号、昭和2639保文発619号、昭和27125保文発420号)

(休業手当支給期間)

工場の休業にかかわらず事業主が休業手当を支給する期間中は資格を継続させる。

(昭和25.4.14保発20号)

(1歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者の休業期間中の適用) 育児・介護休業法に規定する育児休業期間中も被保険者資格は存続するのは当然であるが、 1歳から小学校就学の始期に達するまでの子に係る育児休業に準じた休業期間中の被保険者資格については、次の観点などから事業主と被保険者との間の使用関係が継続すると認められるときに被保険者の資格は存続する。

- (1)休業期間の長さが社会通念上妥当なものであること
- (2)休業期間終了後は必ず復職することを前提として認められたものであること
- (3)休業期間中は他で就労しないことを前提としていること

(平成4.3.31保険発39号、平成17.3.29保保発0329001号、庁保険発0329002号)

2 被保険者資格喪失届(則29条1項、2項)

 $\star\star\star$

- I 一般の被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった 日から5日以内に、健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保 険組合(一定の様式によるものである場合にあっては、機構)に提 出することによって行うものとする。
- Ⅱ Ⅰの規定により機構に提出する健康保険被保険者資格喪失届(一定の様式によるものに限る。)は、所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。R2-選D

付記等

協会管掌健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

なお、当該資格喪失届には、やむを得ない場合を除き、被保険者証を添付する ことにより当該被保険者証を返納しなければならない。ただし、被保険者が死亡 した場合は、被保険者証は埋葬料(埋葬費)申請の際に返納することになる。

(則29条1項、則51条1項、3項、5項)

参考 (解雇の効力について係争中の場合)

解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除いて、事業主より被保険者資格喪失届の提出があったときは、当該事件につき労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立、斡旋、調停、若しくは仲裁の手続が行われ、又は裁判所に対する訴えの提起若しくは仮処分の申請中であっても、一応資格を喪失したものとしてこれを受理し、被保険者証の回収(回収不能の場合は被保険者証無効の公示をなすこと)等所定の手続を行うこととされている。 H27-5D (昭和25.10.9保発68号)

(適用事業所が提出する届出における添付書類の廃止)

資格喪失届及び被保険者報酬月額変更届の届出の受付年月日より60日以上遡る場合又は 既に届出済である標準報酬月額を大幅に引き下げる場合について、添付書類は求めないこ ととする。 R2-10B (平成31.3.29年管管発0329第7号)

問題チェック H27-1B改題 R3-8ェ類題

労働者派遣事業の事業所に雇用される登録型派遣労働者が、派遣就業に係る1つの雇用契約の終了後、1か月以内に次回の雇用契約が見込まれるため被保険者資格を喪失しなかった場合において、前回の雇用契約終了後10日目に1か月以内に次回の雇用契約が締結されないことが確実となったときは、前回の雇用契約終了後1か月を経過した日の翌日に被保険者資格を喪失する。

解答】X

法 3 条 1 項、法36条、平成27.9.30保保発0930第 9 号、年管管発0930第11号

設問の場合、雇用契約が締結されないことが確実となった日又は当該1か月が経過した日のいずれか早い日をもって使用関係が終了するものとされているため、当該雇用契約終了後10日目をもって使用関係終了の取扱いがなされ、被保険者資格を喪失する。

問題チェック H12-1C

長期間にわたり海外支店に勤務し、国内において勤務していた会社における<u>雇用</u>関係が消滅したと認められる場合には、被保険者資格を喪失させることができる。

解答

法36条、昭和25.4.14保発20号、昭和28.12.16保文発9094号

設問の通り正しい。設問の場合、国内の会社との使用関係が事実上消滅しており、 長期にわたる海外勤務により常態として生活の主体も海外にあるので、被保険者資格を喪失させることができる。